

第10節 給油取扱所（危令第17条）

1 給油行為について

危令第3条第1号に規定する自動車等には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。

ちなみに、危令第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、危令第28条の2の4の規定により、顧客による給油行為は自動車及び原動機付自転車への給油行為しか認められていない。

また、燃料タンクに危険物を収納した自動車等をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第16条の危険物の運搬に該当しない。

（R. 5. 3. 24 消防危第63号通知参考）

2 危険物の取扱量

危令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクに収納された危険物の総量とすること。

なお、危険物の給油、注油（移動タンク車への詰替えを含む。）、専用タンクへ受入れ及び廃油タンクからの抜き取り以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。ただし、前記のとおり当該取扱量は、施設の取扱量としては算定しない。

（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考）

なお、危険物を容器で貯蔵する場合は屋内で貯蔵するよう指導すること。◆

また、屋外において引火点が零度未満の危険物を容器で貯蔵することは、指定数量未満であっても認められない。

3 給油取扱所の敷地面積

給油取扱所の敷地面積とは、建築基準法施行令第2条（ただし書きの部分を除く。）に規定する敷地面積のうち、給油取扱所の用に供する部分の面積をいう。

なお、当該面積の算定範囲には、防火塀設置場所も含まれる。

4 屋外給油取扱所

(1) 給油空地（危令第17条第1項第2号関係）

ア 間口10m以上、奥行6m以上とは、小型自動車を基準としその最小回転半径等を考慮して給油のための専用空地として必要な最小限の広さが定められたものであり、自動車等の点検・整備、洗浄等の業務を行うためのものではないものであること。

イ 間口は、単に道路に接していればよいというものではなく、自動車等の出入りできる状態で車道と給油取扱所が連絡されていることが必要である。例えば歩道敷の

切下げを行わないと自動車等の出入りができない場合、間口になるべき部分にガードレールが設けられている場合等は給油空地进行を保有していることとならない。

ウ 角地の場合の間口は、主として自動車等が出入りする側であること。（S. 37. 4. 6 自消丙予発第44号通知）

エ 間口に面する自動車等の出入りする側の幅は、連続して10m以上であること。

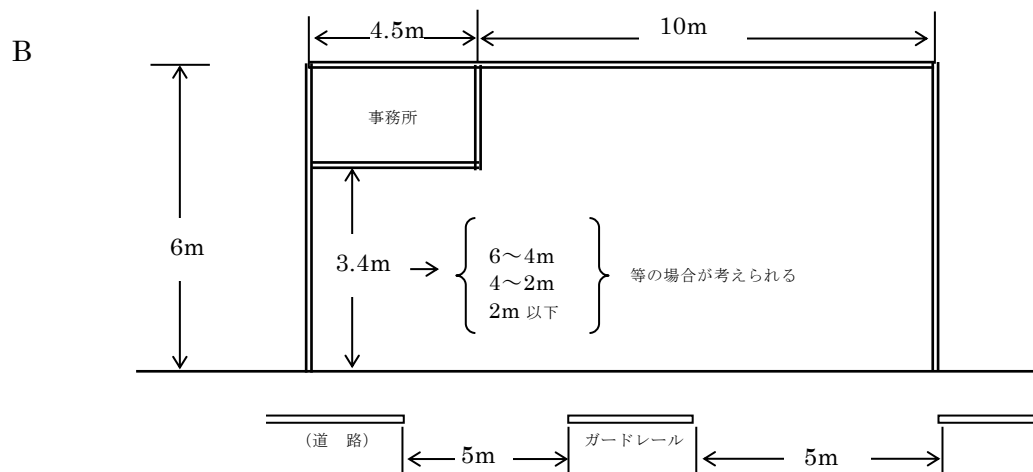
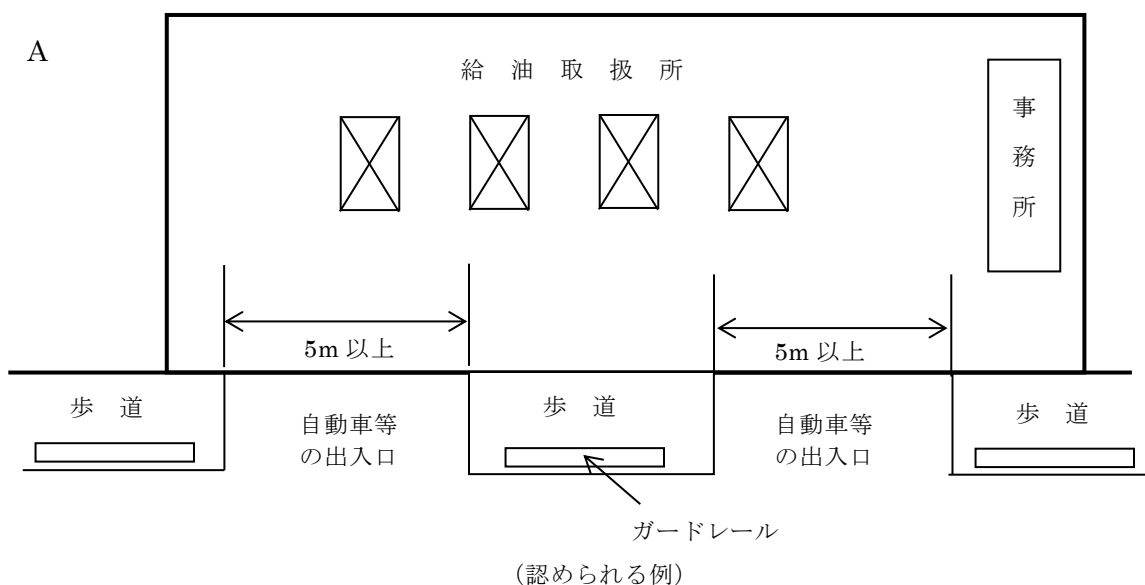
なお、歩道又はガードレール等により、自動車等の出入口が10m以上とれない場合は、歩道の切り下げ又はガードレールの撤去部分を2箇所以上確保し、それぞれ5m以上の幅員とした場合は、危令第23条特例を適用し、認めることができる。

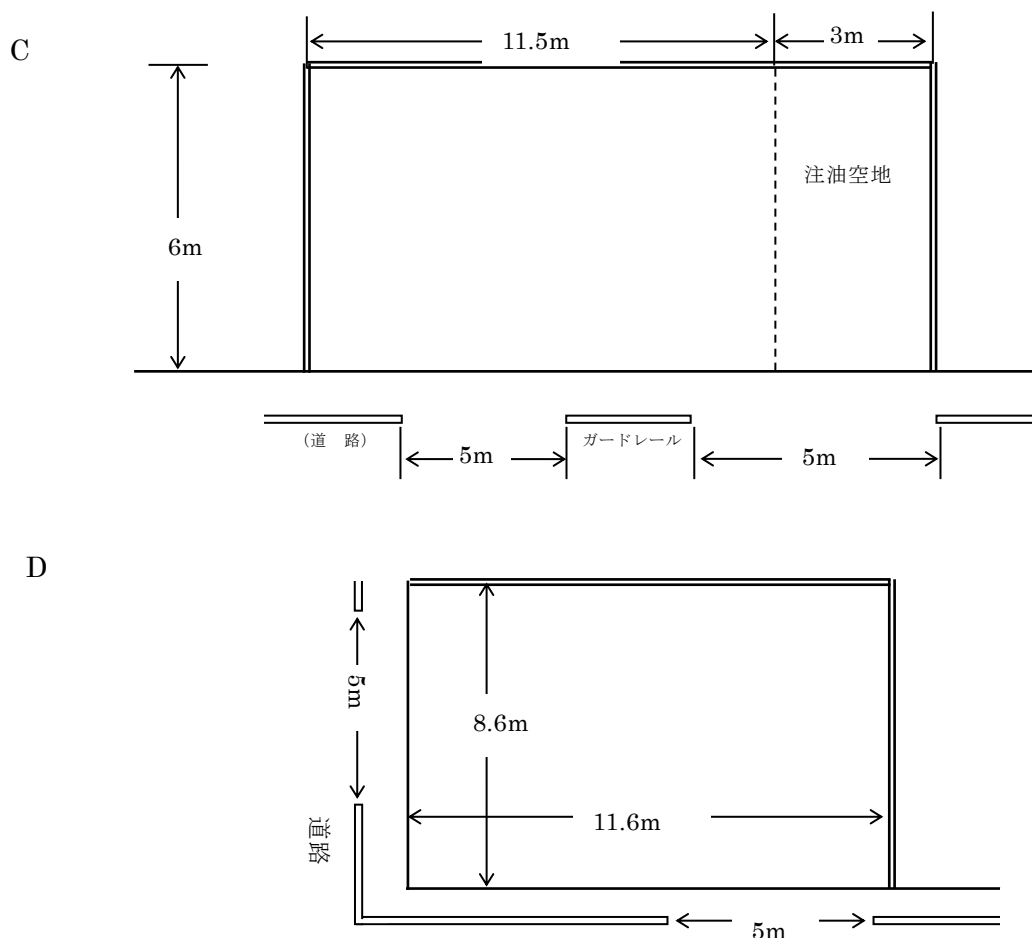
（特例理由不要。特例適用願不要。）

この場合、2箇所の出入口は、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の前面にとらなければならない。

（S. 45. 5. 4 消防予第81号通知、H. 18. 5. 10 消防危第113号通知）

（第10-5図参照）





注 Bについては間口部分における道路境界線と事務所の間隔が、6 m以上である場合に限り、危令第23条特例を適用し、認められる。

CとDは認められない。

第10-5図

オ 給油空地には、自動車等の出入りする側から間口10m以上×奥行6 m以上の矩形部分に至る動線も含まれる。

(2) 注油空地(危令第17条第1項第3号関係)

ア 固定注油設備の周囲に容器に詰め替え又は容量4,000L以下の移動タンク貯蔵所へ注入するための必要な空地(注油空地)を確保すること。

なお、注油空地は道路に接する必要はないが、給油空地と重複しないこと。

イ 注油空地は容器(安全に置くための台等も含む。)又は車両(作業に必要なスペースを含む。)がはみ出さない十分な広さを有するものとする。こと。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知、H. 18. 5. 10 消防危第113号通知)

容器等への小分けのみを目的とする場合は、 4 m^2 ($2\text{ m} \times 2\text{ m}$) 以上とするこ

と。

(3) 地盤面(危令第17条第1項第4号関係)

ア 危則第24条の16第2号に規定する「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。

(H. 18. 5. 10 消防危第113号)

イ なお、コンクリート内の鉄筋はマクロセル腐食の原因となるので埋設配管に接触させないこと。◆

(4) 滞留・流出防止措置(危令第17条第1項第5号関係)

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地から当該空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。(H. 18. 5. 10 消防危第113号)

(イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。(H. 18. 5. 10 消防危第113号)

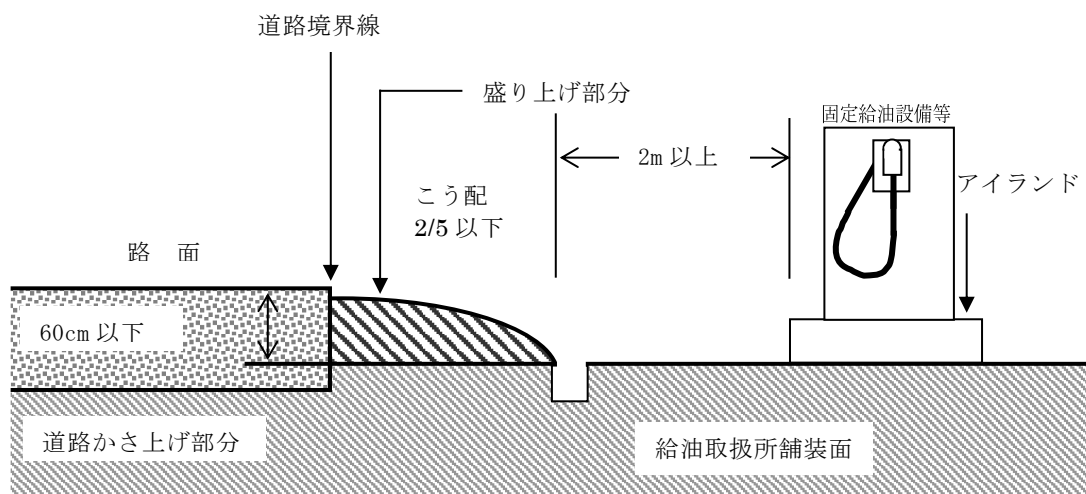
(ウ) 周囲の地盤面との関係

給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等(かさ上げ等)のため、危令第17条第1項2号及び第3号に定める空地よりも高くなり、同条第1項第5号の規定に適合しなくなる場合は、次のaからcに掲げる措置を講ずることにより、同条第1項第5号に適合するものとみなすことができる。(S. 44. 11. 25 消防予第276号通知参考)(第10-6図参照)

a 改修等のされた道路と給油取扱所の境界部分の高低差が0.6m以下であること。

b 当該境界部分の高低差を埋める盛上げ部分が固定給油設備の基礎(以下「アイランド」という。)の道路に面する側から2m以上離れていること。

c 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



第 10 - 6 図

イ 漏れた危険物の滞留防止措置 (H. 18. 5. 10 消防危第113号)

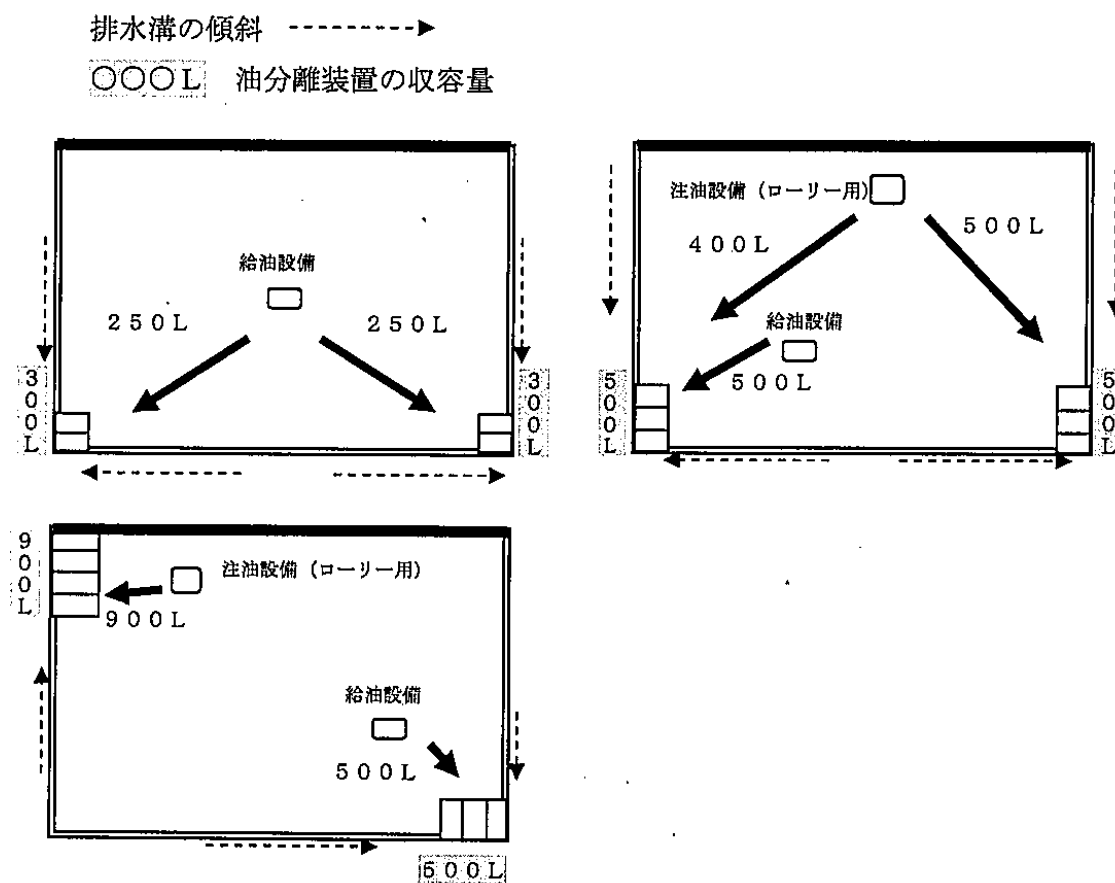
- (ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏洩した危険物が空地内に滞留しないこと。
- (イ) 当該措置の一例として、給油空地及び注油空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける方法がある。

ウ 危険物等の流出防止措置 (H. 18. 5. 10 消防危第113号)

(ア) 収容

- a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。

この場合の例として、以下のようなものがあること。 (H. 18. 9. 19 消防危第191号)



b 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注入口の周囲及び付随設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。

c 当該性能を確保するための一例として、排水溝及び油分離装置を設ける方法がある。

(イ) 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要であること。

a 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水のみが給油取扱所外に排出されること。

b a 以外の貯留設備

流出する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは考えられないこと。

- (a) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。
- (b) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。
- (ウ) その他排水溝及び油分離装置等について
 - a 排水溝の有効断面の大きさは、幅及び深さが0.1m以上を基準とし、滞液しないように貯留設備に向かって勾配をつけること。
 - b 分離装置は、第2章第1「製造所」12の例によること。（容量についての規定を除く。）
 - c 注油空地の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと兼用できる。
(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)
 - d 合成樹脂製の油分離装置を設ける場合については、当該装置が耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形を生じないように設置する場合は、認められるものであること。（S. 47. 5. 4 消防予第97号通知）
- (5) 標識及び掲示板(危令第17条第1項第6号関係)
危令第17条第1項第6号に規定する標識及び掲示板は、次によること。
 - ア 給油取扱所である旨の標識に記載する文字は「危険物給油取扱所」とすること。
 - イ 掲示板は、当該施設で取り扱う危険物の種類、品名及び取扱最大数量並びに保安の監督をする者の氏名を表示するもの、危険物に対する注意事項を表示するもの及び「給油中エンジン停止」の3種類が必要であること。
 - ウ その他第2章第1節「製造所」の例によること。
- (6) 専用タンク及び廃油タンク等(危令第17条第1項第7号関係)
 - ア 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
 - イ 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
 - ウ 専用タンク及び廃油タンク等を給油取扱所の敷地外に設けることは危令第13条の規定に適合している限り認められるものであること。（S. 42. 10. 23 自消丙予発第88号通知）
 - エ 専用タンクと接続する敷地外の貯蔵タンクについて
給油取扱所の敷地外へ貯蔵所等（屋外タンク、屋内タンク、地下タンク）を設置し給油取扱所の地下専用タンクが空になった場合、連結された配管により給油取扱所の地下専用タンクに注油することはさしつかえないが、この場合、注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設置する等危険物の溢流防止について、適切な措置をとること。◆（S51. 7. 12 消防危第23-12号通知）
なお、貯蔵タンクの注入口等が給油取扱所の敷地内にあることは認められない。

(S. 56. 6. 16 消防危第70号通知)

オ 危令第17条第1項第7号に規定する「同一品質の危険物」とは、危険物の品名が同一であっても、例えばオクタン価の異なるガソリンは異品質である。

カ 固定注油設備に簡易タンクを接続する場合は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H. 21. 11. 17 消防危第204号通知)によること。(特例理由不要。特例適用願必要。)

キ 過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合は、「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(R. 3. 3. 30 消防危第51号通知)によること。

(7) タンクの構造等(危令第17条第1項第8号関係)

ア 引火点40℃以上のタンクに接続する通気管においても、先端の位置を敷地境界線から1.5m以上離すよう指導すること。◆

イ 専用タンク及び廃油タンクの注入口は、給油取扱所の敷地内に設けること。

ウ 中仕切り専用タンクにおけるガソリンと廃油の取扱は認められない。◆

(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

エ 簡易タンクの固定方法には、鎖等でつなぐとか、架台に車の入る溝を設けてこれに車をはめ込む等の方法がある。(S. 39. 12. 18 自消丙予発第153号通知)

オ 配管の基準については、第2章第1節「製造所」の例によるが、次の事項に留意すること。

(7) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合(溶接等)とすること。

(4) 上屋上部等の配管は、直射日光により配管内の圧力が著しく上昇するおそれがあるため、しゃ熱板を設けるか、断熱被覆を行うこと。◆

なお、断熱被覆を行う場合は、雨水が断熱材にしみ込み、配管を腐食させるおそれがあるため、配管にエポキシ塗装等により防食を行い、被覆外面に防水テープ等による防水措置を行うこと。◆

(7) 危則第20条第3項により準用される危則第20条第2項第1号に規定する通気管の先端と離隔しなければならない敷地境界線は、隣地境界線をいうものであること。(S. 62. 9. 9 消防危第91号通知)

(エ) 給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することは認められる。この場合、既設専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ(接地導線入り)を移送配管として用いることは認めて差し支えない。(H. 4. 2. 6 消防危第13号通知)

- (オ) 埋設された合成樹脂配管に次の保護措置が講じられている場合は、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造として認められる。

(H. 30. 3. 29 消防危第42号通知)

- a 厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。
- b 保護構造物は鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25トン車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。
- c 保護構造物と合成樹脂の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

- (8) 固定給油設備及び固定注油設備等の構造(危令第17条第1項第10号関係)

危令第17条第1項第10号に規定する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の構造については、次によること。

ア ポンプ機器

- (ア) 一つのポンプに複数の給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）が接続されている場合には、各給油ホース等からの吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）

- (イ) 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。

ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）

- (ウ) 最大吐出量を毎分 180L 以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。

(H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知)

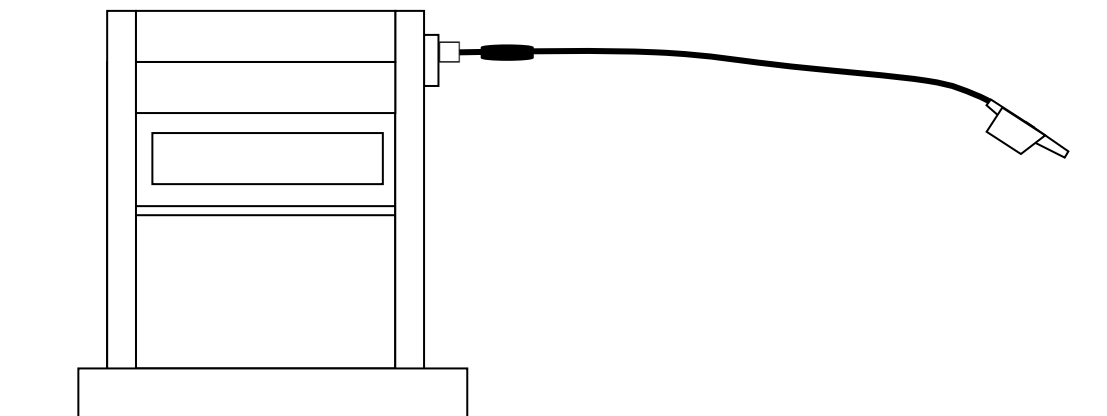
- (エ) 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合のポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、危令第 23 条を適用し、当該措置は必要ないものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知参考）（特例理由不要。特例適用願不要。）

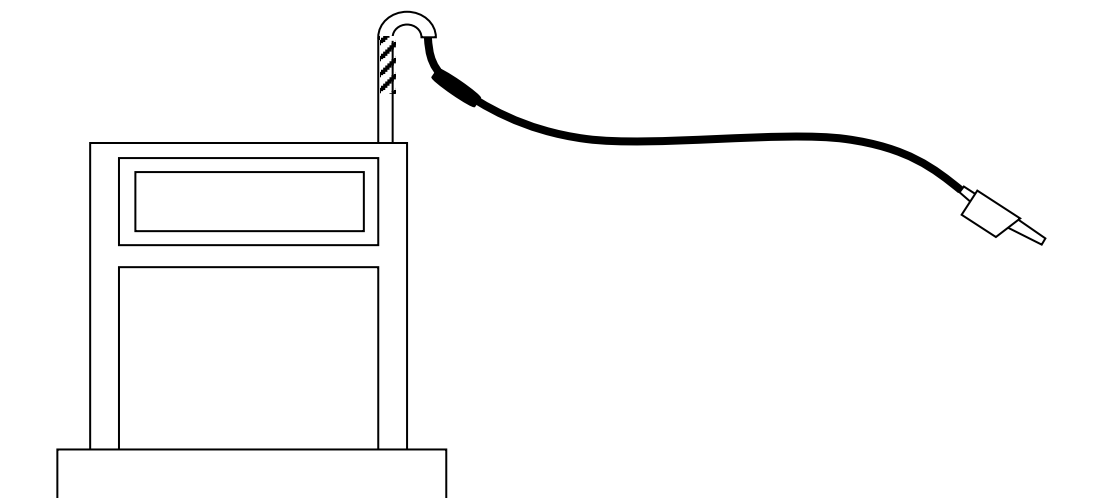
イ ホース機器

- (ア) 給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能を有すること。この場合、安全継手は2,000N以下の荷重によって離脱するものであること。（H.5.9.2 消防危第68号通知）
- (イ) ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（図 1-1）、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製のリング、カバーが取り付けられ（図 1-2）、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられている等があること（図 1-3）。（H.5.9.2 消防危第 68 号通知参考）

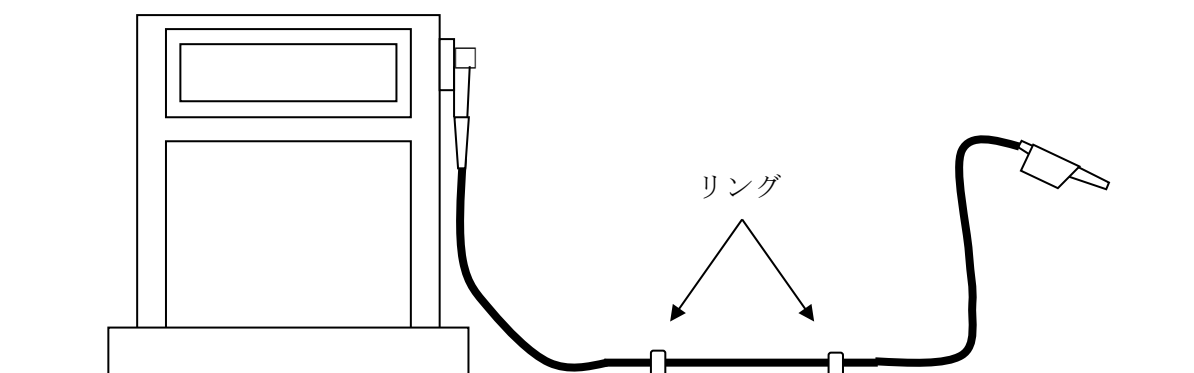
ホース取出口を高い位置に設ける方法（図 1-1）



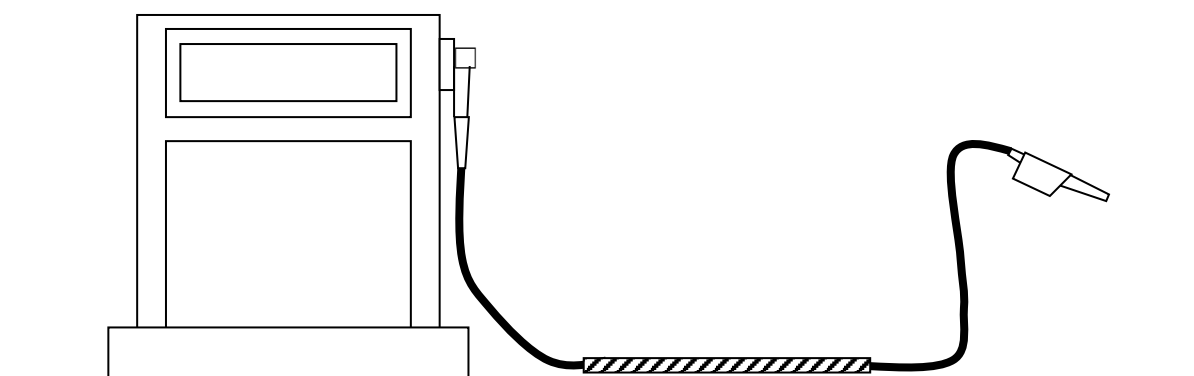
ホースをバネで上部に上げる方法（図 1-1）



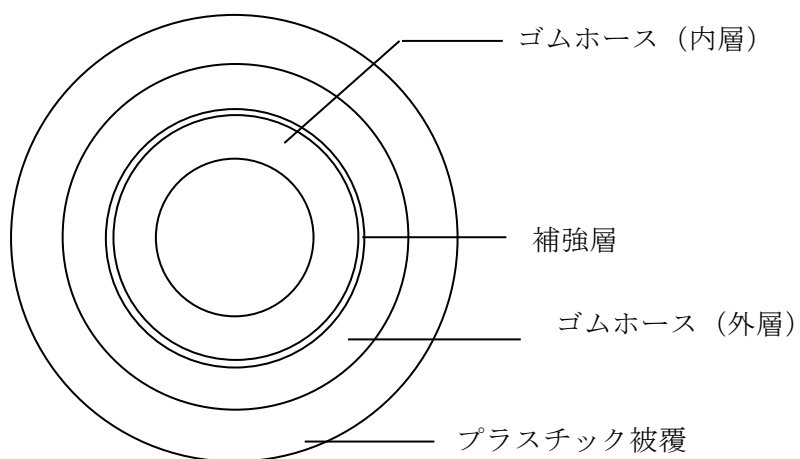
リング（図 1-2）



カバー（図 1-2）



プラスチックで被覆された給油ホース等の構造（断面）（図 1-3）



- (ウ) 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備等のホース機器のうち、最大吐出量が 60L を超え 180L 以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が 60L を超え 180L 以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号改正））

- a 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって 2,000L を超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。
- b 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用にのみ供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。◆
- (エ) 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等による装置が設けられていること。
- なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、危令第 23 条を適用し、当該措置は必要ないものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第 68 号通知）（特例理由不要。特例適用願不要）
- (オ) 給油ホース等及びこれらの先端のノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は $1,000\Omega$ 未満であること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）
- (カ) 地上式の固定給油設備等に設ける給油ホース等の長さは、固定給油設備等の給油ホース等取出口の外装面から弁を設けたノズルの最先端までの距離をいうものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）

ウ 配管の構造

- (ア) 危則第25条の2第3号に規定する配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油管等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）
- (イ) ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続す

る配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）

- (ウ) 漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験も含まれるのであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）

エ 外装の構造

難燃性を有する外装材料とは、不燃材料、建築基準法施行令（S. 25政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料及びJIS K7201「プラスチック－酸素指数による燃焼性の試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。

ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、危令第23条を適用して、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。（H. 5. 9. 2 消防危第68号通知）（特例理由不要。特例適用願不要。）

オ 可燃性蒸気が流入しない構造

危令第25条の2第5号に規定する可燃性蒸気が流入しない構造については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H. 13. 3. 30 消防危第43号通知）（資料編「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」参照）によること。

なお、可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等を、可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合の手続きについては、変更許可に該当すること。（H. 13. 3. 30 消防危第43号通知）

カ 危険物保安技術協会の型式試験確認制度

- (ア) 協会の型式試験確認済証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、危令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものであること。（S. 63. 5. 30 消防危第74号通知（H. 3. 12 消防危第115号、H. 7. 9 消防危第100号改正））

- (イ) 協会の型式試験確認済証を貼付していない固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、危令等に定める技術基準に適合していないと即断できるものではないが、市町村長等において調査及び指導の主たる対象とし、基準に適合しているかどうかについて十分審査及び検査を行うこと。（S. 63. 5. 30 消防危第74号通知（H. 3. 12 消防危第115号、H. 7. 9 消防危第100号改正））

(9) 固定給油設備等の表示(危令第17条第1項第11号関係)

危令第17条第1項第11号及び危令第25条の3の規定による危険物の表示は、次のこと。

ア 給油管又は注油管の直近の位置に表示すること。「直近の位置」とは、固定給油

- 設備等の本体（懸垂式のものにあっては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
- イ 取り扱う危険物の品目を表示すること。「品目」とは、ガソリン・軽油・灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー・ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
- (10) 固定給油設備等の位置(危令第17条第1項第12号、第13号関係)
- 危令第17条第1項第12号及び第13号並びに危則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する離隔距離は、次によること。
- ア 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
- イ 離隔距離は、固定給油設備等の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち給油ホース等の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）
- ウ 道路境界線に防火塀又は壁を設けた部分については、危令第23条を適用し、固定給油設備等から道路境界線までに確保すべき離隔距離を免除することができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）
- エ 「道路境界線」とは、給油取扱所の敷地に接する道路（歩道を含む。）との境界を指す。
- オ 「敷地境界線」とは、隣地、河川等の一般的に敷地境界といわれる部分を指す。（S. 62. 9. 9 消防危第91号通知）
- カ 「建築物の壁に開口部がない場合」とは固定給油設備等から2 mの範囲内の壁に開口部がないことをいい、開口部にははめ殺し窓も該当する。
- また、ここでいう「建築物」には、給油取扱所外の建築物も含まれるものであること。（S. 62. 9. 9 消防危第91号通知）
- キ 危則第25条の3の2第2号は「ポンプ室の出入口は給油空地に面するとともに・・・」と規定しているが、当該目的は、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することであるため、ポンプ室の出入口が給油空地に面してなくても、ポンプ室と事務所等との出入口が向かい合うような配置でなく、ポンプ室と事務所の間仕切壁に開口部が設けられていなければ、危令第23条を適用し、認めることができる。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知参考）（特例理由不要。特例適用願不要。）
- ク 固定給油設備と固定注油設備のアイランドは共有できないものであること。◆（S. 62. 6. 17 消防危第60号通知）
- ケ 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートの上部スラブの上部にアイランドを設け固定

給油設備等を設置する場合は、マンホールプロテクター、点検口、検知管のある場所は避けること。（S. 58. 12. 2 消防危第128号通知）

なお、当該タンク室等は、当該上部スラブにかかる重量に耐えられるものであること。

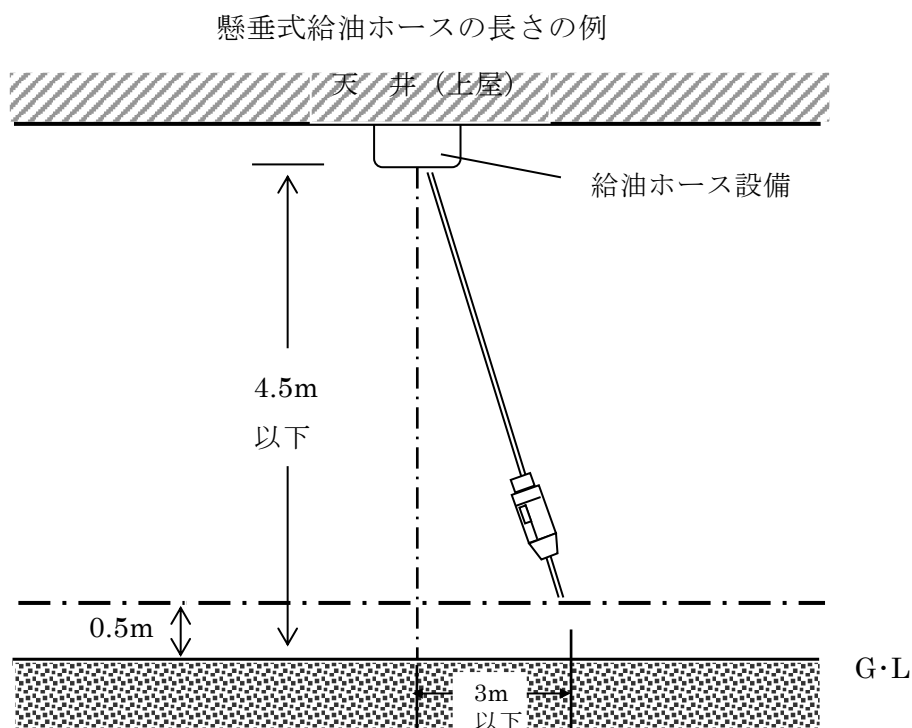
(11) 懸垂式固定給油設備等（危令第17条第1項第14号、第15号関係）

ア 懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）

イ 懸垂式の固定給油設備等には、その設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、地上から容易に操作できる位置に、ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を止めることができる緊急停止装置を設けること。

ウ 緊急停止装置の操作部を設ける場所は、固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。◆（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）

エ 油量等の標示設備（自動車等の燃料タンクに注入した危険物の量又はその料金等を標示する機器類）は、給油に支障のない場所に設けること。◆



第10－7図

(12) 建築物（危令第17条第1項第16号関係）

危令第17条第1項第16号に規定する「給油その他の業務のための建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。）」は、

危則第25条の4第1項で用途別に第1号から第6号に区分されるが、これについては次によること。

ア 第1号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」とは、第2号から第6号に定める以外の用途で固定給油設備等によって給（注）油、詰替えの作業場と一体の建築物内での点検・整備又は洗車を行う場所をいうものであること。

※ ポンプ室、油庫、コンプレッサー室は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場に該当する。また給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場と一体の建築物に設けられた他用途（壁等で区画されていないもの）の部分は、主たる用途である給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に属する。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知参考）

なお、用途は壁等で区画された室（区画のない場合は棟）単位で判断する。

イ 第2号の「給油取扱所の業務を行うための事務所」とは、事務所、便所等をいうものであること。

事務所と販売室が兼用された一室は主たる用途によること。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）

ウ 第3号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」とは、リフト室、注油室等及びこれらに従属する油庫工具室、コンプレッサー室等をいうものであること。

また、自動車等の部分的な補修を目的とする加工処理（塗装の前処理として火花を発生する機械器具を使用するもの）、塗装業務及び板金業務（塗装のための必要最小限のものに限る。）を行う室も含まれる。（H. 14. 2. 26 消防危第29号通知）

ただし、調色処理、塗料の保管等の場所は、油庫として第1号に該当する。

エ 危則第25条の4第1項第1号から第6号の用途に機能的に従属すると認められるもの（例えば、廊下・洗面所・倉庫・会議室・更衣室・休憩室・応接室等）については、その用途として扱い、複数の用途に兼用するものにあつては、主たる用途により判断すること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知（R. 3. 3. 30 消防危第50号改正）参考）

オ 第5号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

カ 給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場等の工作物の設置は認められないものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知（R. 3. 3. 30 消防危第50号改正））

キ 給油取扱所の建築物の階数に制限はないので地下室を設置しても差し支えないが、この場合、地下室に至る階段は、事務所等建築物内に設ける等可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じる必要がある。◆

ク 危則第 25 条の 4 第 2 項に掲げる面積について

- (ア) 宅配ボックス等の無人営業により建築物の外部に設置される箱等に係る面積はこれに含まれない。(S. 62. 4. 28 消防危第 38 号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第 50 号改正))
- (イ) 給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場は、給油取扱所の係員のみが出入する部分を除いて、危令第 17 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、危則第 25 条の 4 第 2 項に定める「300 m²の制限」を受けることとされている。この場合において、「給油取扱所の係員のみが出入する部分」とは、点検・整備のための床又は壁で区画された部分で、通常業務において係員以外の者の出入のない部分をいうものである。

給油取扱所における自動車等の点検・整備を行う作業場においては、その作業内容によって、顧客に対し作業内容等を説明するため、係員同伴で一時的に顧客が出入することがある。このような係員同伴での顧客の作業場への一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱って差し支えないものである。

この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。(H. 13. 11. 21 消防危第 127 号通知) ◆

ケ 電話ボックスの内部に POS を設置する等、通常人が中に入り内部機器を操作することを想定して設置される工作物は、建築物として取り扱うが、用途、面積等を考慮し、当該収納ボックスの四方を網入りガラス等の視認性の高いものとするなど、火災予防上差し支えないと判断できる場合は、危令第 17 条第 1 項第 12 号ハ、第 13 号ニ及び 17 号の規定について、危令第 23 条を適用し免除して差し支えないものであること。(特例理由不要。特例適用願必要。)

コ 一時的に使用されるテントについては、以下のように取り扱う。なお、一時的とは、連続 24 時間未満で使用されるものをいう。(連続 24 時間以上使用されるものは、すべて建築物として扱う。)

- (ア) ジャバラテントは固定式、伸縮式とも建築物として扱う。なお、固定とは、金具等で地中等に固定するものだけでなく、大人一人で容易に動かすことができない(キャスター等がなく、重量が 30 kg 以上のもの)ものをいう。
- (イ) 固定装置を伴うキャスターテントは建築物として扱う。
- (ウ) 軽微なテント工作物以外は、規模、利用形態、開放形式を問わず建築物として取り扱う。なお軽微なテント工作物とは
- a テント製の簡易な巻き上げ
 - b キャンプ用テント、運動会用テント等の一時的な使用を目的としたもの
 - c 移動可能な温室、キャスター付きテント

- d 移動可能で、かつ開放性が高く、住居、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列・保管その他屋内的用途に使用することを目的としないもの
- (エ) 上記に関わらず、10 m²以上のテントは、建築物として取り扱う。
- サ 給油取扱所の業務に関連する器具等を収納する物置について、建築物に該当するかについては第1節6(1)により判断する。

なお上記判断基準により当該物置が物件に該当する場合、当該物置に危険物を収納する容器を保管することは屋外において危険物を容器で貯蔵する行為として判断するが、その場合、当該物置は不燃材料で造るとともに、危令第17条第1項第20号の規定に適合するよう指導すること。◆

- シ 危令第25条の4第1項第6号に掲げる用途については、消令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、消令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、姫路市「消防同意事務審査基準」「第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」1(2)アによること。(R.6.2.29 消防危第40号通知参考)

- ス 危令第17条第1項第16号の規定により給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が消令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当するときは、法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。(R.6.2.29 消防危第40号通知)

- セ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(H.9.3.25 消防危第27号通知)

なお、直近に設けないとは、ドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。

- (13) 建築物の構造等(危令第17条第1項第17号、第18号関係)

- ア 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合(屋内給油取扱所を除く)は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。(H.9.2.7 消防危第7号通知)

- イ 給油取扱所の建築物の壁のうち、次の(イ)又は(イ)の間仕切壁については、危令第23条の規定を適用し、準不燃材料又は難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)の使用を認めて差し支えないものであること。

(H.9.3.26 消防危第31号通知) (特例理由不要。特例適用願必要。)

また、当該間仕切りに設ける窓及び出入口については、危令第23条の規定を適用し、防火設備を免除し、さらに準不燃材料、難燃材料又はガラス(防火設備の一部として使用できないもの)の使用を認めて差し支えない。(特例理由不要。特例適

用願必要。)

(ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

ウ 給油取扱所の屋根（キャノピー）に、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いることはできるが、給油取扱所の上屋として難燃性のテント等を用いることはできないものであること。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知参考）

エ 危令第17条第1項第17号に規定する「窓及び出入口」とは、換気設備等を除く、すべての開口部をいう。

このことから、給油取扱所の建築物には、危則第25条の4第1項第1号、第3号及び第4号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口並びに換気設備等を除き、すべての開口部に対し、防火設備の設置が必要となる。

ただし、注油設備の上部に屋根を設ける場合は、実質的に自動車等の出入口に該当するかどうかに関わらず、危則第25条の4第3項の規定を適用し出入口に防火設備を設けないことができる。

オ 危令第17条第1項第17号に規定する建築物の内部構造については、次によること。（第10－8図参照）

自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口（第10－8図の①部分）に戸を設ける場合は、不燃材料（非防火設備）でも差し支えないものであること。（S. 62. 6. 17 消防危第60号通知）

カ 危令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の本社事務所等との区画については、当該区画された部分には避難口として必要最小限の開口部も認められないが、次図の場合、給油又は灯油の詰替えのための作業場に面する2階部分の本社事務所等の区画は、図2は必要であるが図1は不要である。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）

ただし、図2において、平成元年3月15日現在、許可を受けて設置されている給油取扱所のうち、当該区画をせず、防火設備の窓を設けているものについては、当該窓をはめごろしとした場合には、危令第23条の規定を適用して、当該区画をしないこととして差し支えない。（H. 1. 12. 21 消防危第114号通知）（特例理由不要。特例適用願不要。）

図 1

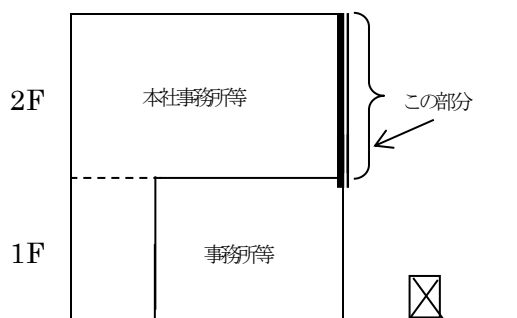
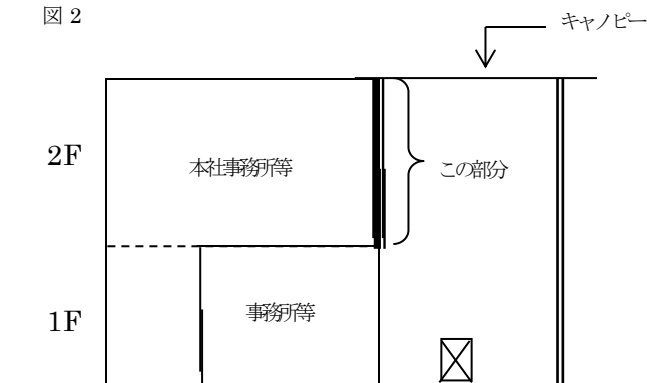


図 2



(図 1、2とも断面図)

カ 危令第17条第1項第18号の「事務所その他火気を使用するもの」には、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが事務所及び火気を使用する場所と当該作業場の出入口については、危則第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

なお、当該火気とは、火炎等を直接視認できる直接火気及びサンダー等による火花をいう。（電気設備は含まない。）

キ 給油取扱所に設ける上屋については、次によること。

(ア) 上屋及びその支柱は耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、地震力及び風圧力による影響を考慮して安全上支障のない構造であること。◆（材質に関しては義務）

(イ) 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置に設けること。◆

(ウ) キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危令第23条の規定を適用し認めて差し支えないものであること。（H. 13. 3. 16 消防危第33号通知）（特例理由不要。特例適用願必要。）

a 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

b 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。

c 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

d ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

ク 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖式のものとされているが、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引きの自動ドア(電動式)を設けることができること。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

防火設備であれば両引きの自動ドア(電動式)も随時開けることができる自動閉鎖式のものとして認めて差し支えない。(H. 17. 12. 19 消防危第295号)

ケ 1階販売室等の建築物の壁体を兼ねる防火塀に敷地外へ直接通じる連絡用(避難用)出入口を設ける場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすることにより、危令第23条特例を適用し認める。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

(特例理由必要。特例適用願必要。)

(14) 可燃性蒸気流入防止構造(危令第17条第1項第18号関係)

危令第25条の4第5項の規定による犬走り又は出入口の敷居にスロープを設ける場合は、次によること。(H. 9. 3. 14 消防危第26号通知)

ア スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。なお、スロープが明確でない場合にあつては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

(15) 塀又は壁(危令第17条第1項第19号関係)

危令第17条第1項第19号に規定する給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁については、次によること。

ア 「自動車等の出入する側」とは、幅員が4m以上の危令第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。(S. 51. 11. 16 消防危第94号通知)

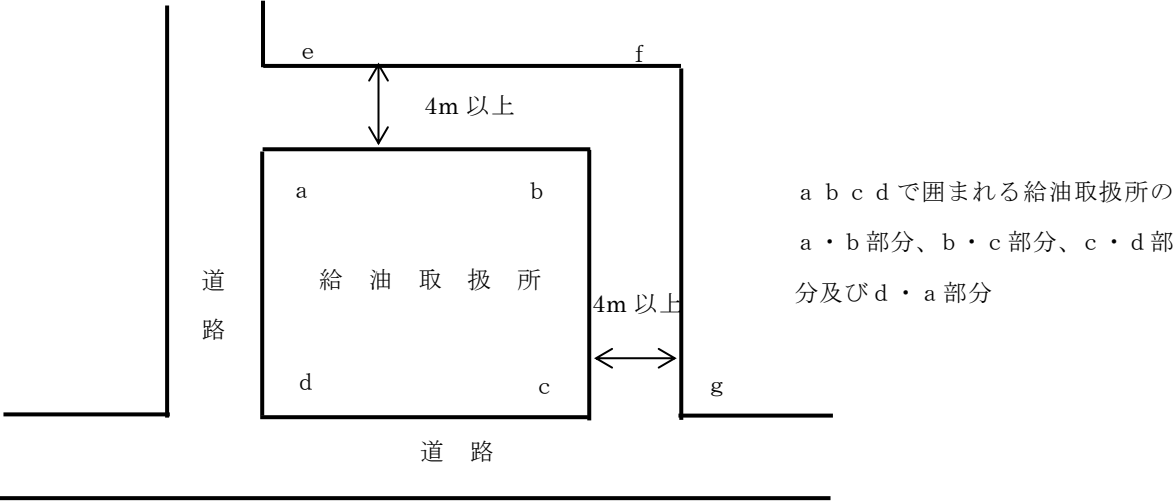
なお、実質的に自動車等が出入りできることが必要であることから、例えば隣接する道路との間に自動車が行き止まりになるような段差や障害物がある場合、幟等の工作物を設けることにより下記イに規定する必要な幅の進入口が確保できない場合、自動車等の進入口から給油空地までの間に障害物等があり自動車等の円滑な導線が確保できない場合は、自動車等の出入りする側として認められない。

公衆用道路として登記されている私道、大型店舗等の駐車場の構内道路についても、危令第1条第1号ニに規定する一般交通の用に供する道として取り扱う。

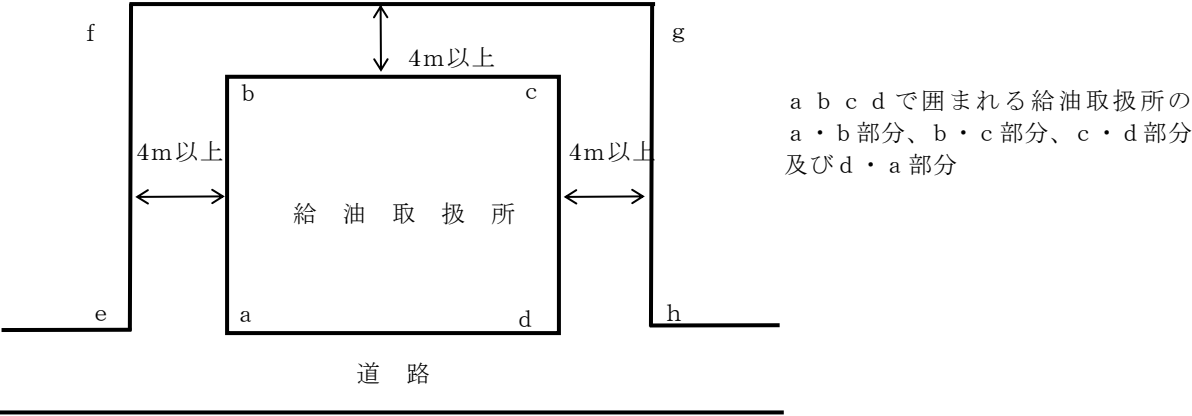
(S. 61. 5. 29 消防危第57号、H. 17. 12. 19 消防危第295号通知)

また、第10-1図のa b c - e f gで囲まれる部分、第10-2図のa b c d - e f g hで囲まれる部分、第10-3図のa b g - e f 又は第10-4図のb c - f gで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないこと

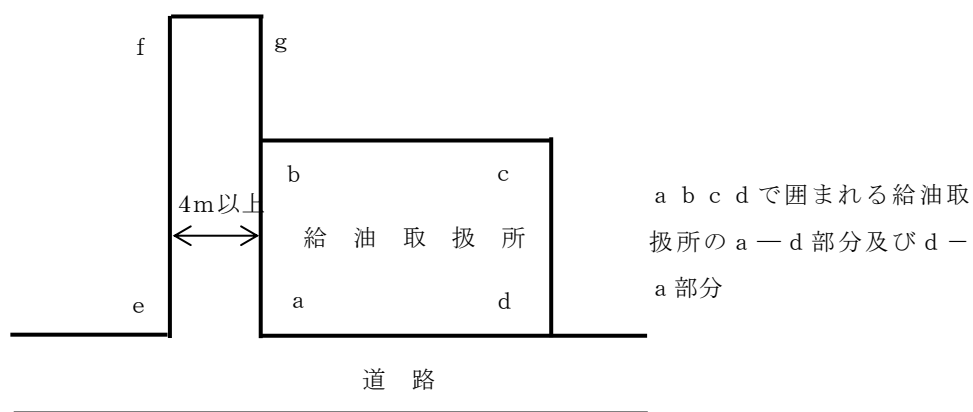
ができること。（H. 9. 3. 25 消防危第27号通知及びH. 10. 10. 13 消防危第90号通知）



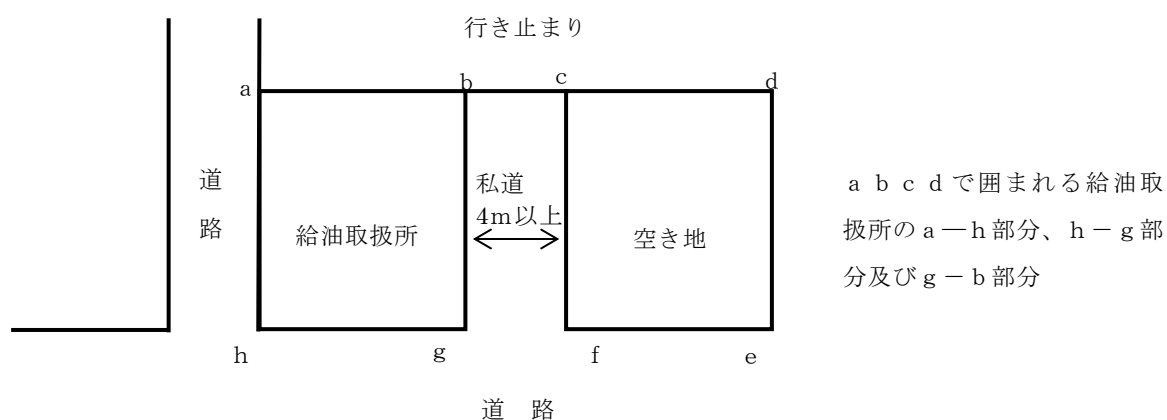
第10-1図



第10-2図



第 10－3 図



第 10－4 図

イ 上記アのほか、給油取扱所内の工作物又はガードレール等により、一部自動車等の進入ができない箇所がある場合には、当該側が「自動車等の出入する側」と認められるには、さらに以下のいずれかの条件を満たす必要があること。

- (ア) 10m以上（5 m以上が2箇所以上でも可）の幅の自動車等進入口が確保されている。
- (イ) 当該側の2分の1以上かつ5 m以上の幅の自動車等進入口が確保されている。
- (ウ) 全面が自動車等進入口として確保されている。

ウ 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合は、次によること。

- (ア) 窓は、火災による被害の拡大を防止するために必要な壁の高さを超える位置に設置すること。
- (イ) 火災による被害の拡大を防止するために必要な壁の高さ以下の位置に換気口

等を設置する場合は、貫通部等に防火ダンパーを設けること。

エ 塀又は壁については次によること。(H. 18. 5. 10 消防令第113号参考)

(ア) 高さ

- a 塀又は壁の高さが2 mであるとした場合に隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が告示で定める式を満たすかどうかにより、塀又は壁を2 mを超えるものとする必要があるかどうか判断すること。

b 計算方法

危険物の火災は、時間とともに輻射熱 q が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針 参考資料2 災害現象解析モデルの一例 4. 火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

なお、この中で漏洩量及び燃焼継続時間については、次のとおりとする。

(H. 18. 9. 19 消防令第191号)

(a) 給油中、注油中の火災

過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。

(b) 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

また輻射熱の計算は、次の場所を火災の範囲として行う。(H. 18. 9. 19 消防令第191号)

(c) 固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

(d) 固定注油設備における火災想定

① 容器に詰め替えする場合

詰め替える容器を置く場所を中心とした円

② 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円

(e) 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

(イ) 塀又は壁に設ける開口部

- a 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすものであること。この場合において、告示で定める式を満たすかどうか

判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

b 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。

c 自動車等が給油取扱所から出る際の視認性の確保のため、防火塀に切欠きを設ける場合は、その切欠きの範囲が道路境界線から1mの範囲内で、危則第25条の4の2第2号を満たす場合は、危令第23条特例を適用し、認めることができる。(H. 30. 3. 29 消防危第42号通知) (特例理由不要。特例適用願必要。)

オ 自動車等の出入する側であれば、たとえ自動車等が出入できない箇所があっても、その部分には防火塀を設ける必要はないものであること。

また、自動車等の出入りする側でなければ、たとえ自動車等が出入りできる箇所があっても、防火塀を設ける必要があること。

キ 給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける塀に近接(水平距離でおおむね1メートル)して設けられている場合にあっては、当該塀又は壁は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。◆(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

カ 防火塀等取替えによる経過措置

平成18年4月1日時点において、すでに許可を受け、設置されている塀又は壁について、平成18年1月25日政令第6号に適合していないものは、従前(当該政令改正以前の技術上の基準)の例で構わないこととなっているが、当該塀又は壁が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた防火塀は、平成18年4月1日時点において、現に存するものとはならないため、当該改正政令に適合させる必要があること。

(16) ポンプ室等の構造(危令第17条第1項第20号関係)

ア 危令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)

自動車等の出入口が開放されたものであっても三方が壁に囲まれた部分は、整備室に該当する。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

イ 同号ロに規定する「危険物を取り扱うために必要な採光、照明」は、照明設備を設けた場合、危険物の取扱いに支障がなければ、危令第23条を適用し、採光設備は必ずしも設けなくてよいこと。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (特例理由不要。特例適用願不要。)

ウ 同号ハに規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とし、また、「屋外に排出する設備」にいう屋外には、給油空地に面する部分も含むものであること。(H. 1. 5. 10

消防危第44号通知)

エ ポンプ室等には貯留設備を設けることとなっているが、その構造は原則として排出のしない集水ますとすること。◆ (H. 1. 5. 10 消防危第44号通知参考)

オ 床に係る危険物が浸透しない構造、傾斜及び貯留設備については、第2章第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。

(17) 電気設備(危令第17条第1項第21号関係)

ア 危令第17条第1項第21号の電気設備は、第2章第1節「製造所」の例によること。

イ その他、引火点40℃未満の危険物を取り扱う設備の周囲である次の場所は、第2類危険箇所とすること。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知参考)

(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲(ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド(ガス防爆 1994) [参考資料 4] (9)と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。)

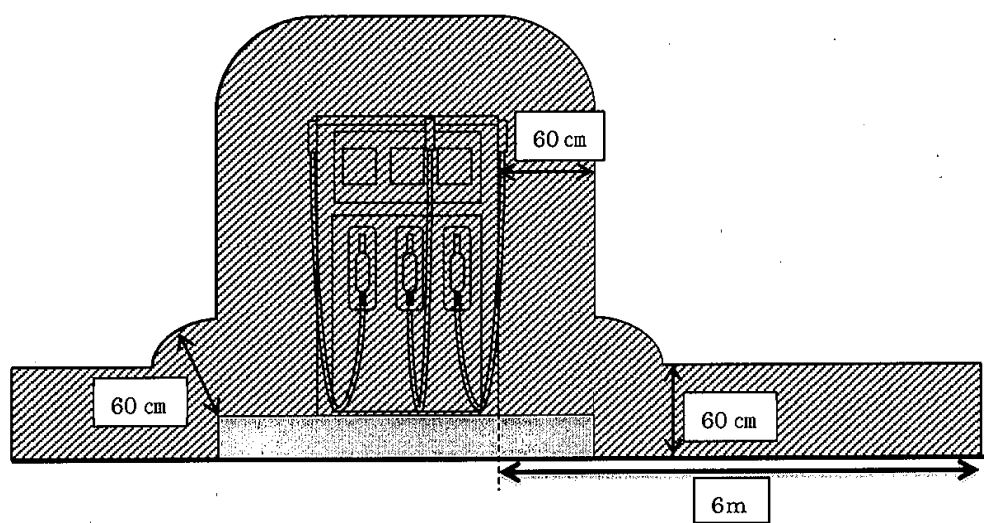
(イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線(当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。)から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲(ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド(ガス防爆 1994) [参考資料 4] (9)と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。)

(ウ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲(ただし通気管の先端の中心の周囲0.9mの範囲については第1類危険箇所とする。)

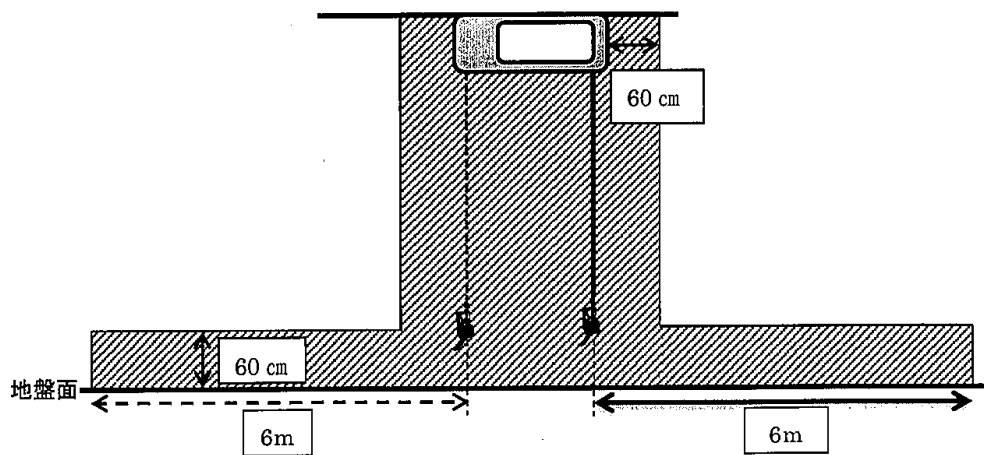
(エ) 通気管に可燃性蒸気回収設備が設置されている場合は、当該設備から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲0.9mまでの範囲

(オ) オートリフトの周囲60cm及び室内の高さ60cm以下の範囲

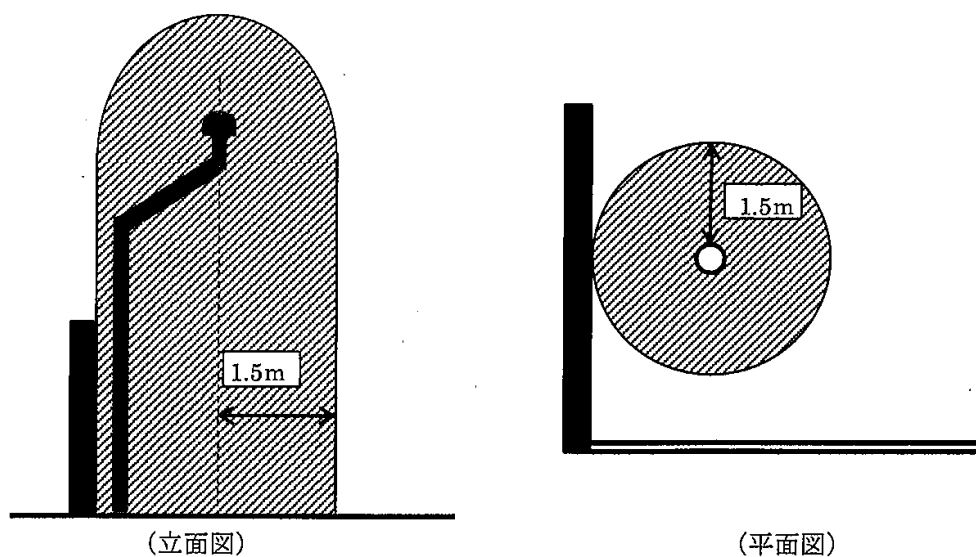
(カ) 注入口の周囲60cmの範囲



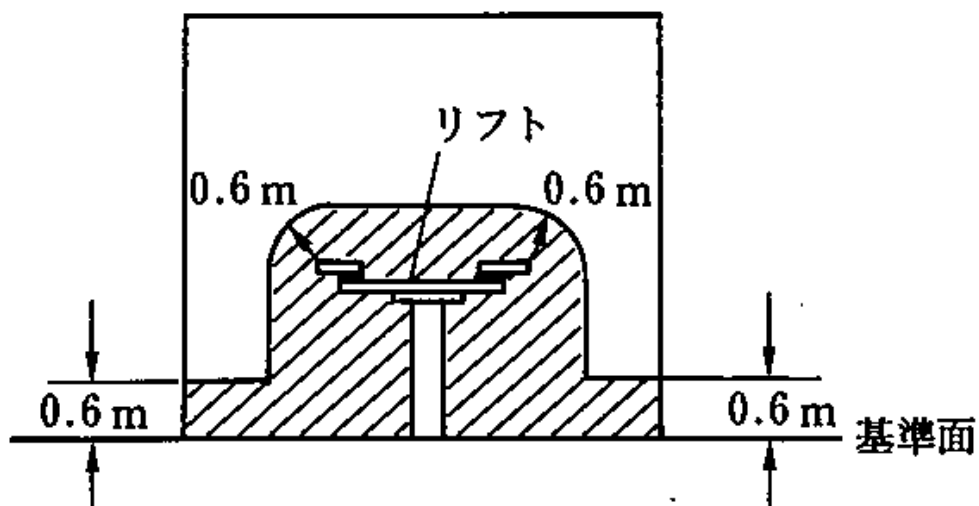
懸垂式以外の固定給油設備周囲の危険箇所（斜線部分）



懸垂式の固定給油設備周囲の危険箇所（斜線部分）



通気管周囲の危険箇所（斜線部分）



オートリフト周囲の危険箇所（斜線部分）

ウ 可燃性蒸気流入防止構造等の基準については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H. 13. 3. 30 消防危第 43 号通知（H. 24. 3. 16 消防危第 77 号改正））によること。

エ 非常用発電機の設置については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H. 31. 4. 19 消防危第 81 号（R. 6. 2. 29 消防危第 40 号改正））問 4 によること。

(18) 附随設備(危令第17条第1項第22号関係)

ア 危令第17条第1項第22号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗

浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

イ 門型洗車機の固定給油設備等までの距離については、可動範囲までとすること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

ウ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式、電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（S. 62. 4. 28消防危第38号通知）

また、自動車の部分的な補修を目的とする板金吹き付け塗装等に使用する設備についても、当該設備に該当する

エ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第10－2表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（設置場所のみ◆）（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40L以下	1. 0mm以上
40Lを超え100L以下	1. 2mm以上
100Lを超え250L以下	1. 6mm以上
250Lを超えるもの	2. 0mm以上

第10－2表

オ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。◆（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

カ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。◆（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

キ 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

ク 洗車排水処理循環装置

給油取扱所内に洗車排水処理循環装置を設ける場合は、次によること。◆

（S. 52. 4. 5消防危第61号通知）

（ア） 装置は、漏水するおそれのない構造であること。

（イ） 装置は、転倒することがないよう堅固に固定すること。

ケ 尿素水溶液供給機（危則第25条の5第2項第4号関係）（R, 6. 2. 29 消防危第40号

通知)

- (ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。
- (イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

尿素水溶液供給機の設置例

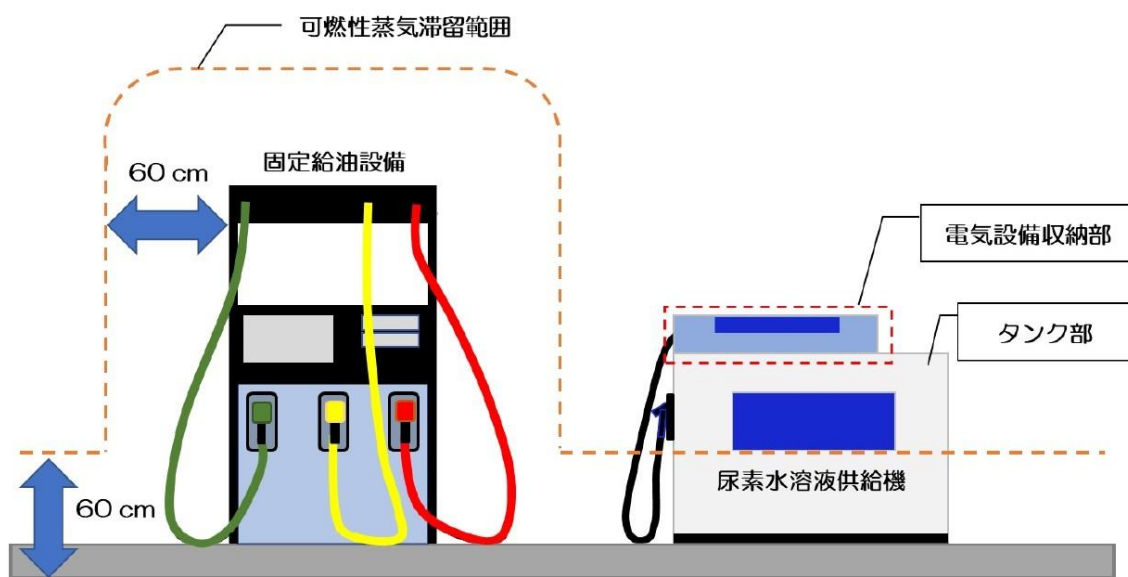


図1 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

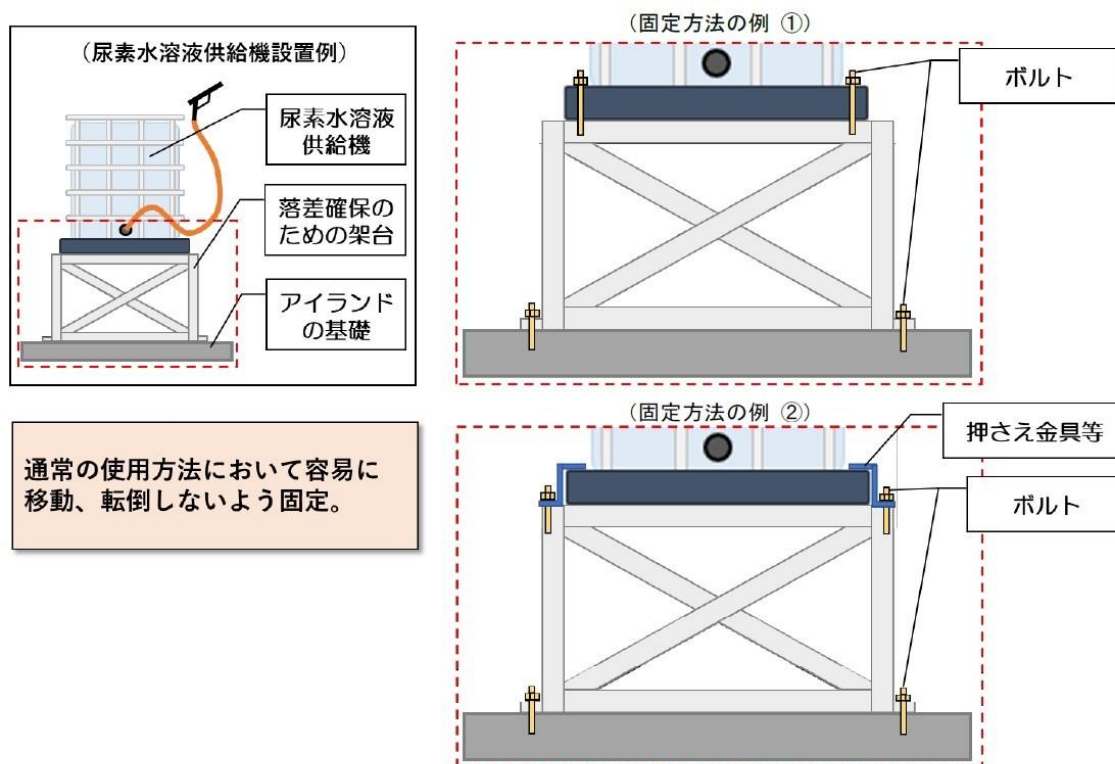


図2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

コ 急速充電設備（危則第25条の5第2項第5号関係）（R.6.2.29 消防危第40号通知参考）

(ア) 危則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、4(17)イに掲げる場所以外の場所を指す。

(イ) 次のaからf以外の場所は、危則第25条の5第2項第5号ただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱う。

a 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

c 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

d 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている

直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60 c mまでの範囲

e 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

f 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）

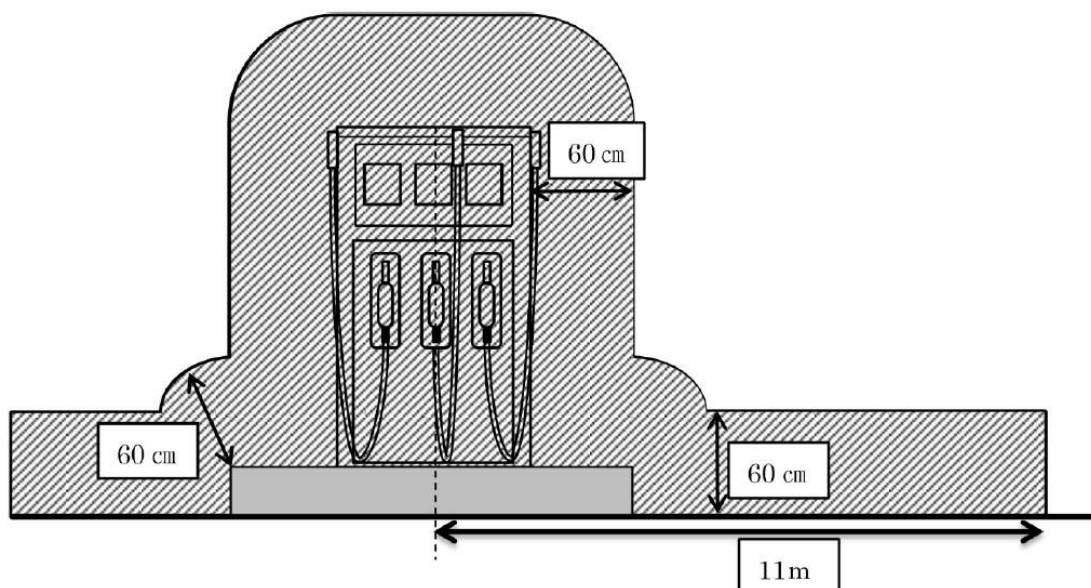


図1 固定給油設備の周囲

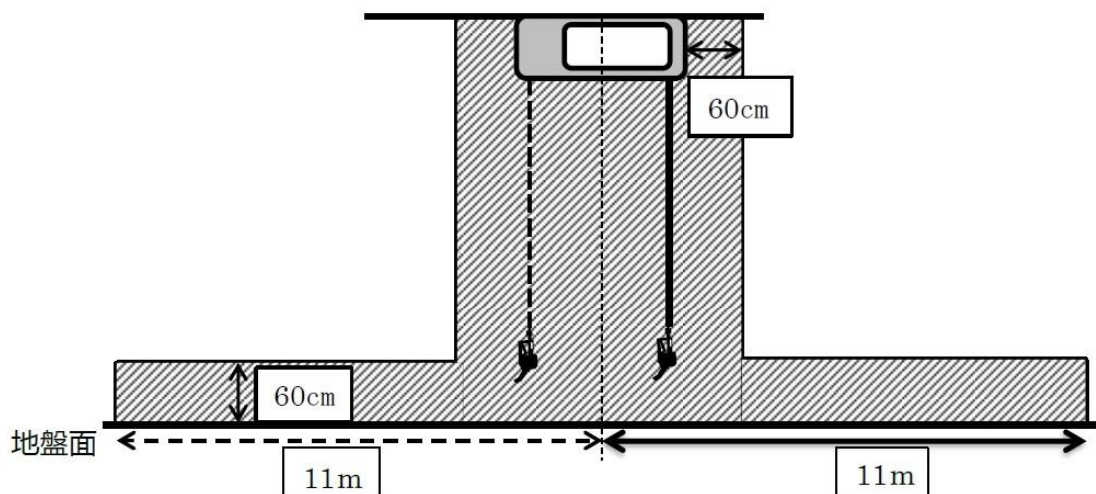


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

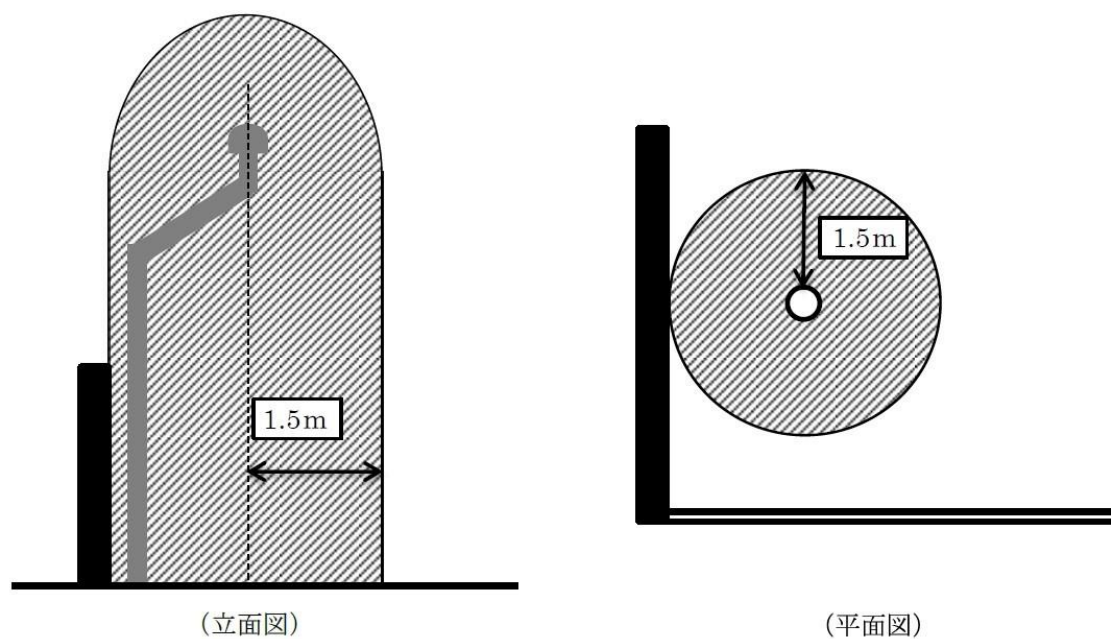
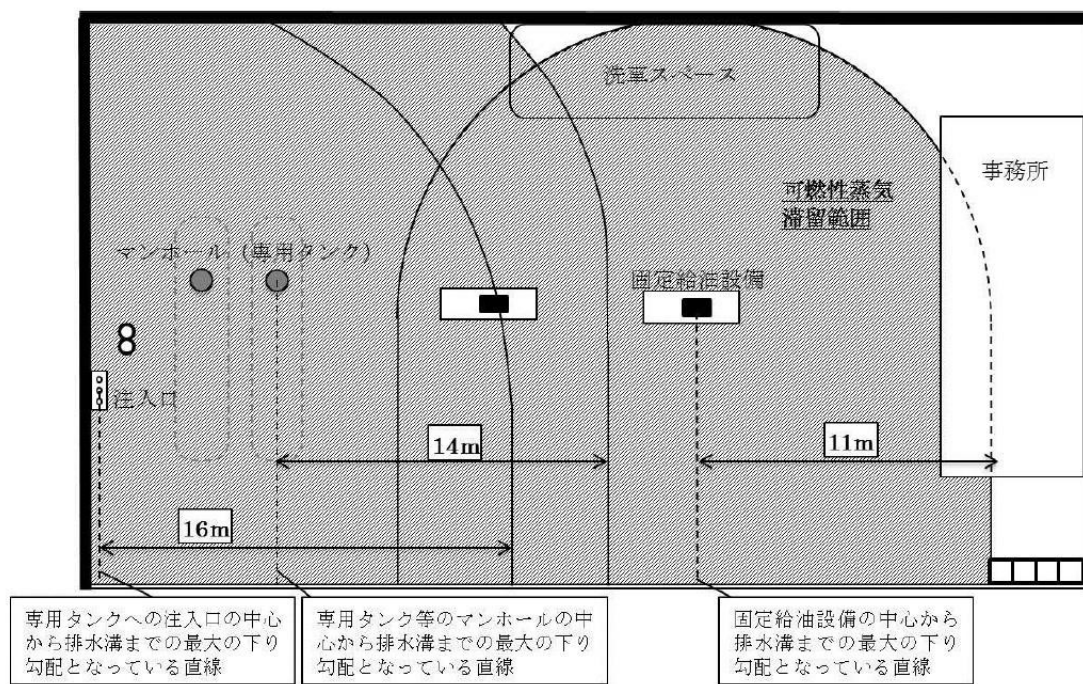


図3 通気管の周囲



※屋内給油取扱所(一方又は二方のみ開放されたものに限る。)は、敷地全てを斜線部分として取り扱う。

図4 給油取扱所(平面図)

(ウ) 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員へ

の教育を徹底すること。

サ 自動車の点検等により発生した廃油を一時貯蔵する指定数量の5分の1未満の廃油タンクについては、危則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」として取り扱う。ただし当該設備は1施設に1設備しか認められない。

シ 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当該可動範囲内の移設については手続きを要しない。

(19) 附随設備以外の設備(危令第17条第1項第23号関係)

ア 給油取扱所に設ける附随設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知) ただし、危令第24条第4号の規定により、不必要と認められる物件の設置は認められない。

イ 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備等への衝突を招来しかねないような設備をいうものであり、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等(現金自動釣銭機、パッケージ泡消火設備を含む)の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。

また、低樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)

ウ 防火塀の表面又は上部に看板を設置する場合は、不燃材料を使用し、その他の場所に設置するサインポール、看板等は難燃性の材料を使用すること。また、幕、布等は防災処理を施したものを使用すること。◆ (H. 1. 5. 10 消防危第44号通知、H. 31. 4. 19 消防危第81号)

ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)については、アクリル樹脂等の難燃性以外の材料も用いることができるものであること。(H. 31. 4. 19 消防危第81号)

エ クイックサービス(蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。以下同じ。)用ユニットは、給油業務に支障がないと認められる場合は、アイランド上及び犬走りに設けてもよい。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

オ 事務所等にPHSアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。(H. 9. 3. 25 消防危第27号通知)

カ 厨房設備等の火気を使用する設備については、姫路市火災予防条例の基準の例によるものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)

キ キュービクル変電設備、ガスボンベ等を設置する場合は、給油業務に支障のない場所とし、不燃材料の塀等で区画するよう指導する。◆

ク 屋外給油取扱所内のコインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置して差し支えない。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（H. 10. 10. 13 消防第90号通知）

(ア) LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「LPGバルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。

(イ) LPGバルク貯槽は、地下設置とすること。

ただし、地下タンクの注入口から8メートル以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。◆

(ウ) LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。◆

(エ) LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。◆（給油空地以外に設置することは義務）

(オ) LPGタンクローリーの停止位置は、上記(ア)、(イ)（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。◆（給油空地以外に設置することは義務）

(カ) 予防規程の中にLPGタンクローリーからの受入中の案全対策について定めること。

ケ 特別高圧架空電線を給油取扱所の敷地の上空を通過することは原則認められないが、やむを得ず通過する場合は次の事項を考慮するよう指導すること。◆

（H. 6. 7. 29消防第66号通知参考）

(ア) 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離（保安距離（危令第9条第1項第1号の基準による。））をとること。

(イ) (ア)の水平距離が確保できない場合は、それと同等の安全性を有するような措置をとること。

(ウ) 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。

コ 可燃性蒸気回収設備

通気管に接続して使用する可燃性蒸気回収設備は通気管の一部として規制する。

サ 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当該可動範囲内の移設については手続きを要しない。

(20) 貯蔵又は取扱いの基準等に関する事項

ア 駐車等

(ア) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、直ちに運転することができない状態にあることをいう。

また、あらかじめ

a 固定給油設備からホース長＋1 m以内の部分

- b 専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分
- c 専用タンクの通気管から 1.5 m 以内の部分
- d 給油空地及び注油空地

以外の部分で、車両の通行及びタンクへの注入行為に支障がない場所に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き、当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。◆（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考）

なお、当該駐車場所を設置する際は、変更届を提出すること。◆

- (イ) 駐車スペースにおいて指定数量未満の危険物移動タンク車の車庫証明をとることは認めてさしつかえないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。（S. 62. 6. 17 消防危第60号通知）

イ 自動車等の点検・整備（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

- (ア) 自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（危令第 24 条第 2 号）とされていること等を踏まえ、次によるものとする。

- a スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から 60 c m 以上の高さの位置で行うものとする。◆
- b バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から 60 c m 以上の高さとなる位置において行うものとする。◆
- c 火気を使用する方法又は火花を発するおそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ、「可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分」において行うものとする。

※「可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分」とは、外気との接触を遮断することをいい、例えばブースを設ける等の措置をすることをいう。

- d オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うものとする。◆
- e 可燃性蒸気を発するおそれがある方法により自動車の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行うものとする。◆

- (イ) 板金業務に伴い火花を発するおそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底すること。（H. 31. 4. 19 消防危第 81 号通知）

- (ウ) 給油取扱所で塗装作業を行う場合は、次によること。

- a 塗装に使用する危険物の数量は、指定数量未満とすること。
- b 塗装の前処理として火花を発する機械器具を使用する方法により加工処理を行う場合には、上記(ア) c の「可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分」の

専用ブース等において行うこと。

- c 塗装作業で危険物を取扱う室(塗装ブース等)は、危令第17条第1項第20号の「ポンプ室等」の構造によることとし、可燃性蒸気を排出する設備を設けること。
- d 塗装処理、乾燥処理の場所等、可燃性蒸気・可燃性微粉が滞留するおそれのある場所では、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用してはならない(危令第24条第13号)ことから、当該場所で火花を発する機械器具等を使用して加工処理を行うことはできないものであること。

よって、乾燥させる熱源部は、可燃性蒸気が流入しない構造の区画した部分において火災予防条例の規定の例により行われる必要がある。

- e 給油取扱所での板金作業については、塗装作業に必要な最小限の加工処理のみを認め、これ以外の板金作業は認めないこと。
 - f 自動車の部分的な補修を目的とする板金吹き付け塗装等に使用する設備は、危令第17条第22号に規定する「給油取扱所の業務を行うについて必要な設備」(危則第25条の5)に該当することとなるので、許可にあたっては、板金吹き付け塗装等の作業に使用する電気設備及び火気使用設備の仕様書等並びに塗装作業方法・作業手順を明記した書面を提出させ、審査するものとする。
- (エ) 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことはさしつかえない。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

なお、12ヶ月定期点検整備等により自動車分解整備事業を行おうとする場合は、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証が必要とされるものであり、そのために構造及び設備を変更する場合には、変更許可を要することもあるものである。

- ウ 危則第40条の3の6第2項第1号に規定する「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階」とは、建築物の2階から直接敷地外に通ずる屋外階段から避難することができる場合のほか、屋内階段で一旦1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口(自動閉鎖式の特定防火設備)から避難することができる場合についても該当する。

(H. 31. 4. 19 消防危第81号通知)

- エ 呼び出しに応じて行う給油

呼び出しに応じて行う給油については、「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について」(H. 28. 3. 25 消防危第44号通知)によること。

- オ 給油取扱所における携帯型電子機器の使用

給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(H. 30. 8. 20 消防危第154号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 3. 2. 22 消防危第20号通知)によること。

- カ ガソリンの容器への詰替え販売

ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。(R. 6. 2. 29 消防
危第40号通知)

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領については、「ガソリンを容器
に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(H. 1. 12. 20 消防危第197号通知) 及び
「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 2. 3. 27 消防危第89号通知) による
こと。

キ 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務

給油取扱所における屋外において物品の販売等の業務を行う場合は、「給油取扱所におけ
る屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(R. 2. 3. 27 消防危第88号通知) による
こと。

また、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(R. 2. 3. 30 事務連絡) を参考とす
ること。

ク 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項 (R. 6. 2. 29 消防危第40 号通知)

(ア) 危則第40条の2の3の6の2第1号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」

は、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等を想定したものであること。

(イ) 危則第40条の3の6の2第2号の「みだりに操作を行わせないための措置」は、保護

カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等を想定したものであること。

(ウ) 危則第40条の3の6の2第3号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、施

設の利用に供さない部分への施錠等を想定したものであること。

5 屋内給油取扱所

屋内給油取扱所の基準は、前記1～4（本規制に係る部分に限る。）によるほか、次
によること。

(1) 定義

ア 危則第25条の6に規定する水平投影面積の算定は、建築物のひさし、はり、屋外
階段、上階のオーバーハング部分、トラス、ルーバー等を算入するものとするこ
と。

ただし、はり及びトラスについては、これらの本体部分の面積のみを算入するこ
ととし、上屋の吹抜け部分は算入しないものとする。 (H. 1. 5. 10 消防危第44
号通知)

イ 危則第25条の6に規定する給油取扱所の用に供する床又は、壁で区画された部分
には油庫、コンプレッサー室等も含まれるものであること。 (H. 6. 3. 11 消防危第
21号通知)

ウ 危則第25条の6に規定する「当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火
災の予防上安全であると認められるもの」に係る「火災の予防上安全であると認め

られるもの」については、「屋内給油取扱所の範囲に係る運用について」

(R. 3. 7. 21 消防危第172号通知) によること。

(2) 建築物の構造 (危令第17条第2項第1号関係)

消令別表第一(六)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には給油取扱所を設置できないものであること。ただし、当該部分が事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとし、屋内給油取扱所の設置が認められるものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)

(3) 自動火災報知設備その他の設備 (危令第17条第2項第1号関係)

ア 危則第25条の7に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分に給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等を設けることで足り、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものとする必要はない。

(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知、H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

イ 給油取扱所以外の用途部分に自動火災報知設備が設けられている場合は受信機を兼用することができるが、受信機は必ず屋内給油取扱所の用に供する部分に設けなければならない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

図1 (上階を有する場合)

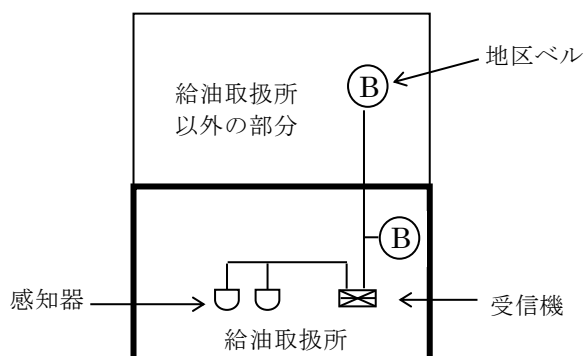


図2 (平屋の場合)

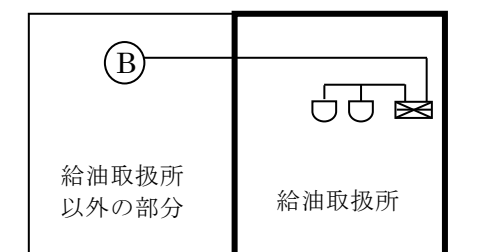
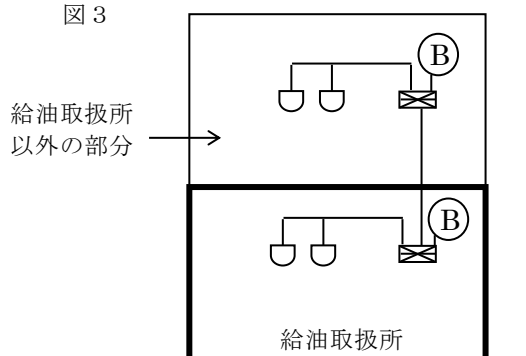
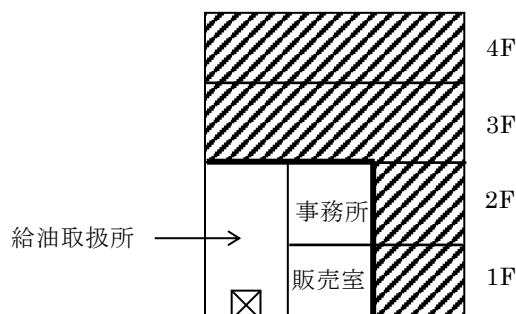


図3



(図1、図2、図3ともに断面図)

ウ 危則第25条の7に規定する「給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、次図の斜線の部分が該当する。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)



(断面図)

(4) 通気管(危令第17条第2項第3号関係)

専用タンク及び廃油タンク等に設ける通気管の先端は屋外又は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けること。

この場合、「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)

通気管の先端が上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通する場合は埋め戻し等の措置を講じること。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

(5) 過剰注入防止設備(危令第17条第2項第4号関係)

危令第17条第2項第4号に規定する過剰な注入を自動的に防止する設備としては、次のものが含まれるものであること。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

なお、取付場所は、地下タンクの直上部又は地下タンクの注入管の途中(遠方注入口の付近)とし、タンクローリー本体又は注入ホースの途中は、認められない。

ア 専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの。

イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの。

(6) 他用途等との区画(危令第17条第2項第5号関係)

危令第17条第2項第5号に規定する「間口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、建築基準法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造とすること。

(7) 本店事務所等との区画(危令第17条第2項第6号関係)

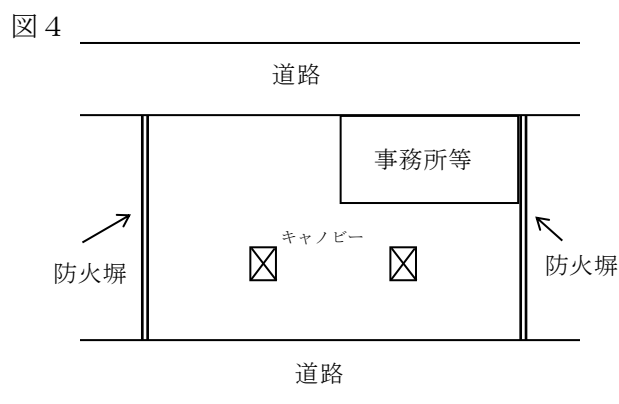
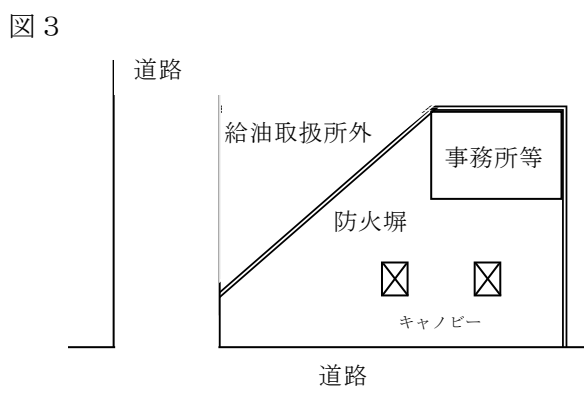
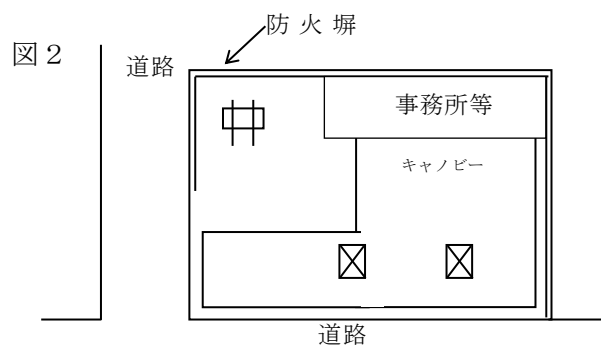
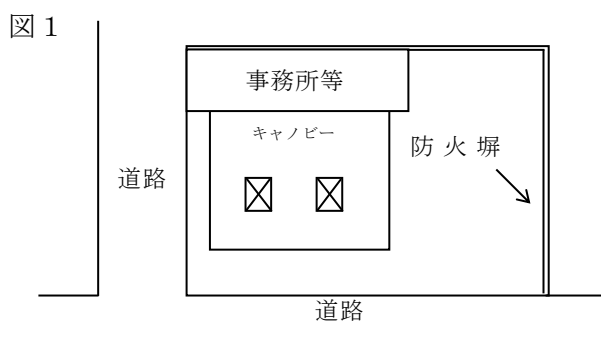
本店事務所等を給油取扱所の一部とするかあるいは屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分とするかは、申請者において選択できるものであること。(H. 1. 3. 3

消防危第15号通知)

(8) 二方が開放されている屋内給油取扱所の空地（危令第17条第2項第9号関係）

ア 屋内給油取扱所は、通風及び避難上の観点から二方を開放するため壁を設けないこととされていたが、一方が自動車等の出入する側に面しており他の一方が通風及び避難のための空地（危則第25条の8に定める空地）に面しているものは二方が開放されている屋内給油取扱所とみなすこと。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）

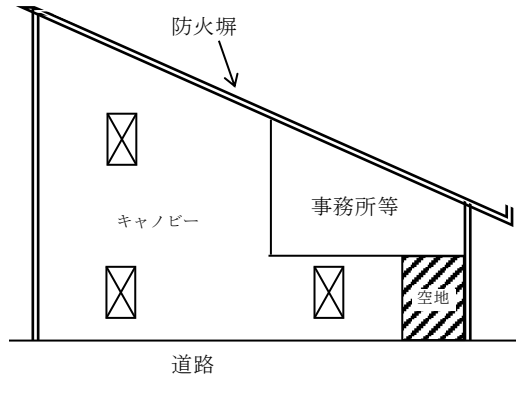
イ 次の屋内給油取扱所の一階の二方については、図1については、二方について、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないといえるが、図2、3及び4については、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないとはいえない。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）



(図1～4ともに平面図)

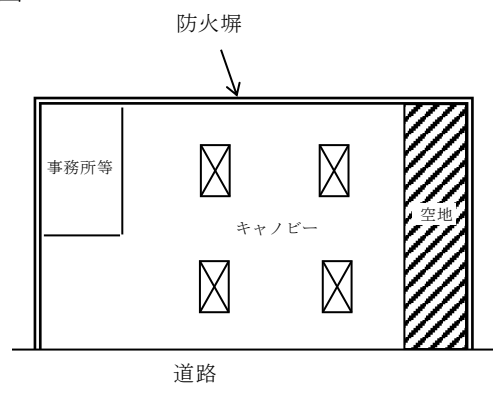
- ウ 危則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知）
- エ 危則第25条の8第2号に規定する通風及び避難のための空地は、自動車等が出入りするための空地と重複しないよう設けるものとし、空地内は機器および物品を存置してはならないこと。（H.1.3.3 消防危第15号通知）
- (ア) 専用タンクの埋設は認められるが、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。（H.1.5.10 消防危第44号通知）
- (イ) 通気管（先端部分を含む）の設置については、通気管の立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がなければ、認められる。（H.1.5.10 消防危第44号通知）
- (ウ) 当該空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置することは認められる。ただし、看板を当該空地内に張り出して設けることはできない。（H.1.5.10 消防危第44号通知）
- (エ) 空地の地盤面に「駐停車禁止」の表示が可能であるならば、舗装せず、又はアスファルト舗装としても差しつかえないが、その場合、当然のことながら漏えいした危険物が当該空地へ流入しないような構造とするとともに、避難上支障となる構造（段差を設ける等）としないことが必要である。（H.1.5.10 消防危第44号通知）
- オ 次の空間のうち、図2、3、5及び6は、通風及び避難のための総務省令で定める空地と認められるが、図1及び4は、通風及び避難のための総務省令で定める空地とは認められない。（H.1.5.10 消防危第44号通知）

図1



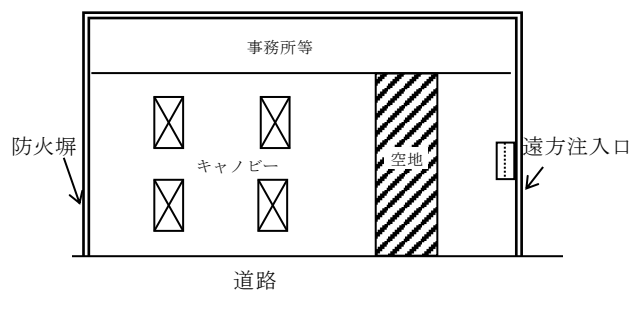
(1) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合

図2



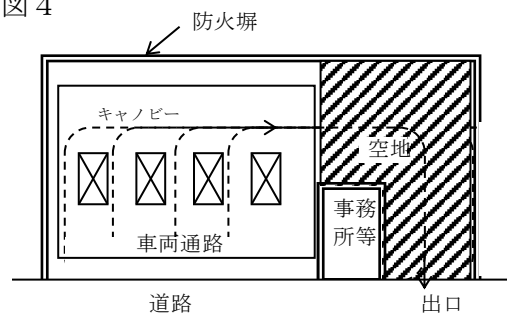
(2) 事務所等と接していない場合

図 3



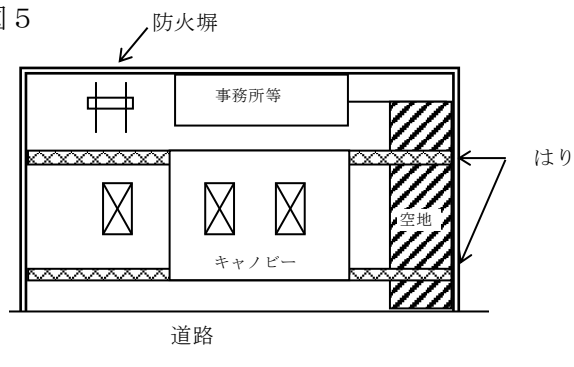
(3) 空地进行給油取扱所の端にとらない場合

図 4



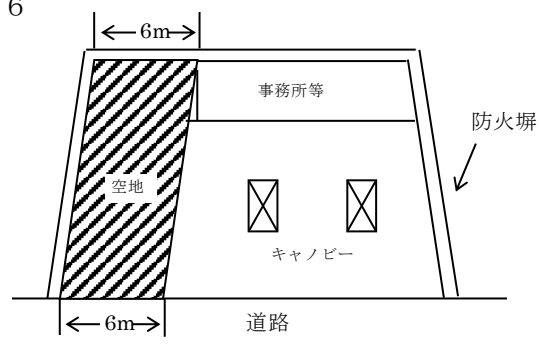
(4) 建築物の裏及び横に空地をとる場合

図 5



(5) 空地の上方にはりがある場合

図 6



(6) 空地进行を斜めにとる場合

(図 1～図 6 とも平面図)

(9) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所(危令第17条第2項第9号関係)

ア 危則第25条の9第1号イに規定する「避難口」として図2は認められるが、図1、図3は認められない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

図 1

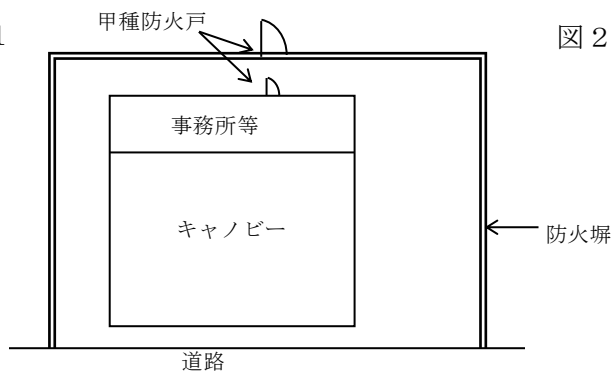
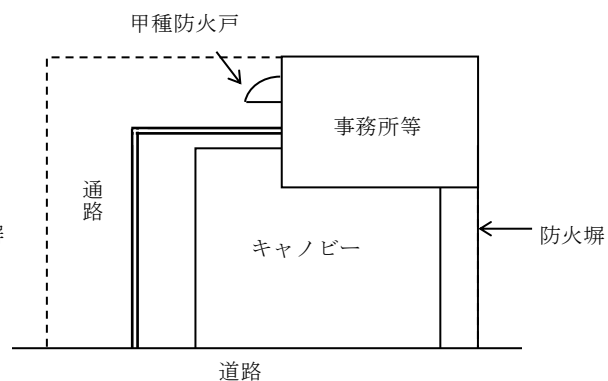
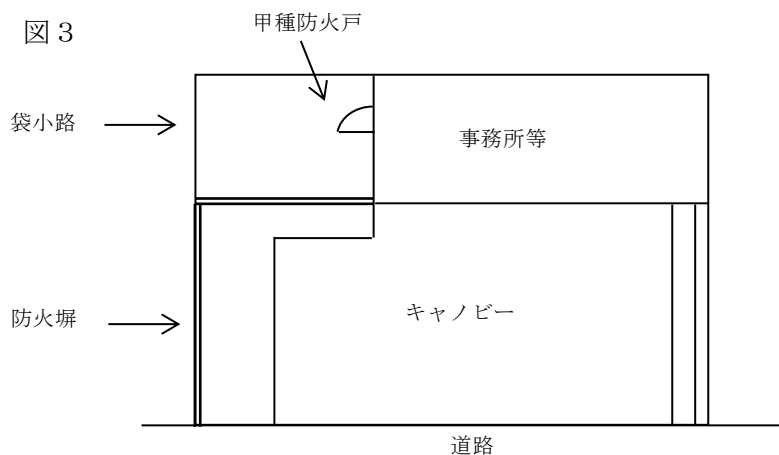


図 2





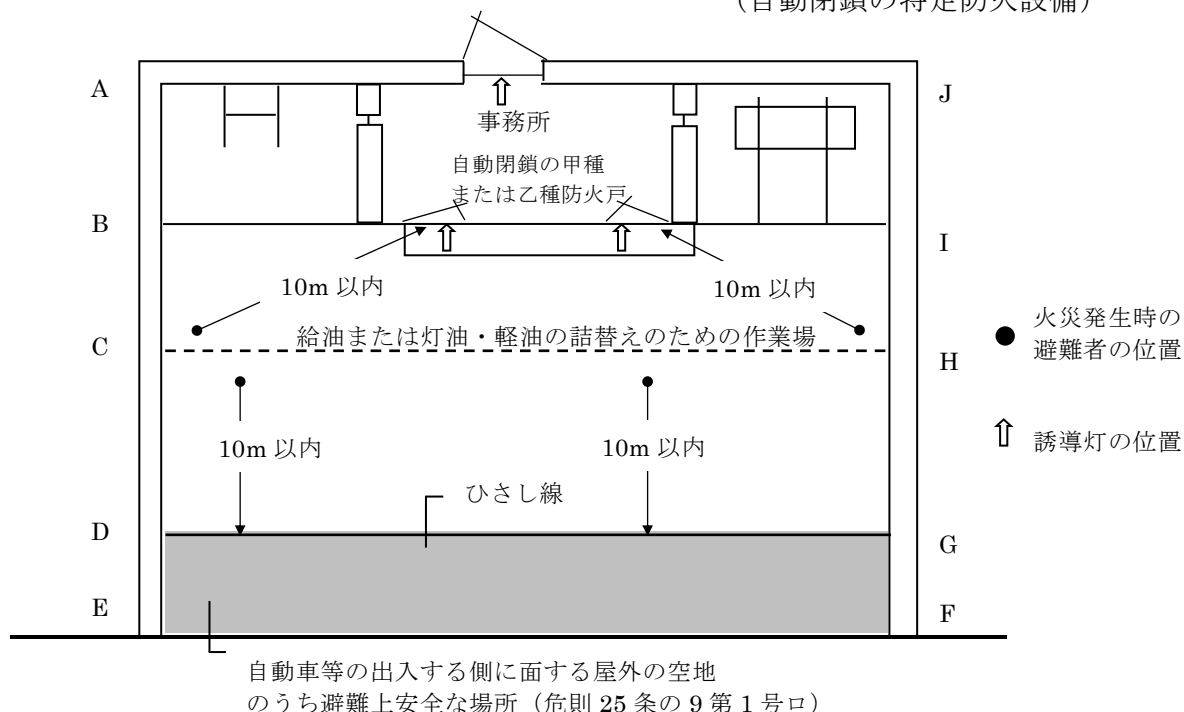
(図 1、図 2、図 3 とも平面図)

- イ 危則第25条の9第1号イに規定する「敷地外へ直接通ずる」とは、給油取扱所外の用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)
- ウ 危則第25条の9第1号イに規定する「事務所等」とは、危則第25条の4第1項第1号の2から第4号までの用途に供する部分をいう。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)
- エ 危則第25条の9第1号イに規定する「給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口」を設ける場合、敷地外の空地に第三者の建築物があり、当該建築物内を通行しなければ、安全な場所へ避難できなくとも、常時避難が可能であれば、敷地外に直接通ずる避難口と解される。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)
- オ 危則第25条の9第1号の規定により避難口等は、給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分から10メートル以内になければならないとされているので、防火塀に避難口(自動閉鎖式の特定防火設備)を設けても、当該要件が満たされたとは言えない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)
- カ 危則第25条の9第1号イに規定する避難口の設置数は1か所に限定されるものではないが、延焼防止等の観点から、必要最小限度にする必要がある。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (第10-12図参照)

一方のみが開放された屋内給油取扱所避難経路のパターン図

(危則 25 条の 9 第 1 号イ) 避難口 (直接敷地外に通じていること。)

(自動閉鎖の特定防火設備)



第 10-12 図

キ 危則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合に合っては、道路境界線をいうものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知）

ク 危則第25条の9第3号に規定する可燃性蒸気を回収する設備には、可燃性蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備が含まれるものであること。（H.1.3.3 消防危第15号通知）

ケ 危則第25条の9第4号に規定する「建築物の第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で床又は壁で区画されたもの」には、1面又は2面がシャッターで区画されている場合も該当するものであること。（H.1.5.10 消防危第44号通知）

コ 危則第25条の9第4号及び危則第25条の10第2号に規定する可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性蒸気の漏洩を検知し一定の濃度に達した場合に警報を発するもので、概ね次の機能を有するものであること。（H.1.5.10 消防危第44号通知参考）

(ア) 警報設置値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、概ね爆発下限

界の4分の1以下の値であること。

- (イ) 防爆性能を有すること。
- (ウ) 警報を発した後は、濃度が変化しても所要の措置を講じない限り警報を発し続けるものであること。
- (エ) 検知部取付場所は、概ね地盤面から15cm以下の可燃性蒸気が有効に検知できる位置とすること。
- (オ) 受信機及び警報音の発する場所は、常時作業員がいる事務所等とすること。◆

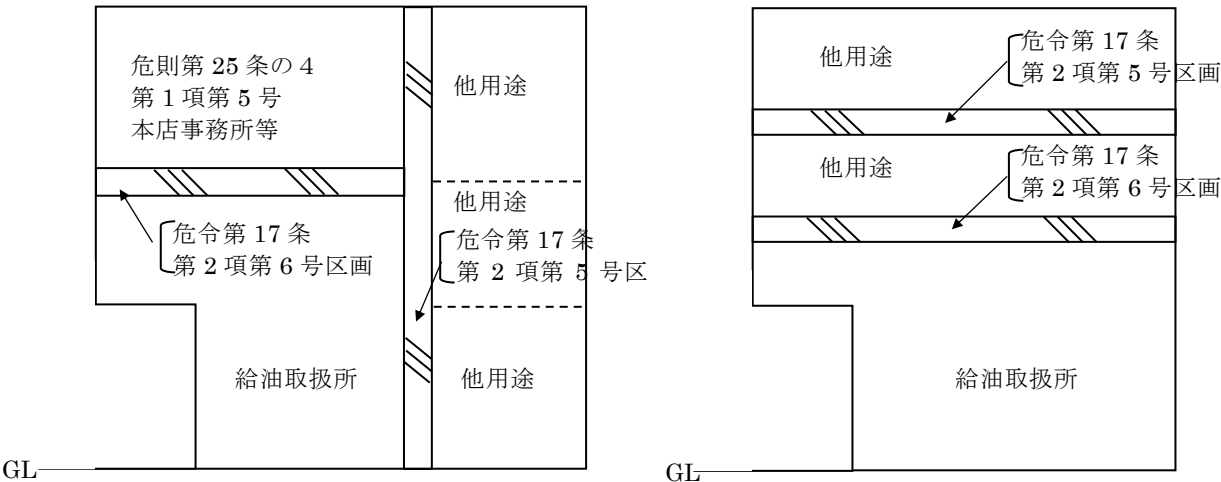
サ 危則第25条の9第5号に規定する自動車等の衝突防止措置は、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、又はその周囲に有効な高さの防護柵を設ける等の措置をいうこと。(H.1.3.3 消防危第15号通知)

- (10) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等(危令第17条第2項第10号関係)
危令第17条第2項第10号の規定により、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこととされているが、階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、屋内給油取扱所に地階を設けてもよいこと。(H.1.5.10 消防危第44号通知)

なお、穴、くぼみ等ではあっても、基準上その設置が義務づけられている漏えい局限化設備等については、この対象外となるものである。

- (11) 上階がある場合の措置(危令第17条第2項第11号関係)

ア 危令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。(第10-13図参照)



第10-13図

- イ 危則第25条の10第1号に規定する「注入口並びに固定給油設備等は、上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の部分に設ける」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏洩拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう。
- ウ 危則第25条の10第1号に規定する「屋根は建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、給油等のための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には採光用の窓等の開口部を設けてはならない。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）
- エ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設ける場合は、危令第17条第2項第11号に規定する上階となり、危則第25条の10に規定する上階への延焼防止上有効な措置が必要となるが、建築物の危則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、危則第25条の10第4号の規定について、危令第23条特例を適用し、同号の措置を講じないこととしてよい。（H. 1. 5. 10 消防危第44号、H. 2. 3. 31 消防危第28号通知）（特例理由不要。特例適用願必要。）
- オ 危則第25条の10第2号に規定する漏えい局限化設備は、注入口並びに移動貯蔵タンクの注入ホース及び吐出口の部分から漏れた危険物の漏えい範囲を局限化し、火災の範囲を限定するものであり当該部分から漏えいした危険物を他に広げないような範囲とする必要があり、給油空地又は注油空地以外の場所に設けるもので例えば、注入口付近の床面の傾斜、溝等の組合せによるものが考えられる。
- また、漏れた危険物を収容する設備は、漏れた危険物を速やかに収容することによって燃焼に関与する危険物の量を局限化する設備であり（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）、例えばタンク又は密閉された槽を用いることが考えられ、内部の清掃が容易に行える等維持管理が十分行える構造であること。
- なお、漏えい局限化設備と収容設備とはそれぞれ異なる機能を有する設備であり、例えば、注入口周囲に4㎡のピットを設けて両設備を兼用するような対応は、可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴等（危令第17条第2項第10条）に明らかに該当することとなり、これによることはできない。
- カ 危則第25条の10第3号に規定する上階への延焼防止のためのひさしは、上階の窓がある部分のみに設けるのではなく、危則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の全面に設置する必要がある。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）
- キ 危則第25条の10第4号に規定する「上階の開口部」とは、給油等のための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部のみと考えてよい。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）
- ク 危則第25条の10第3号及び第4号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は次によること。（第10－14図参照）

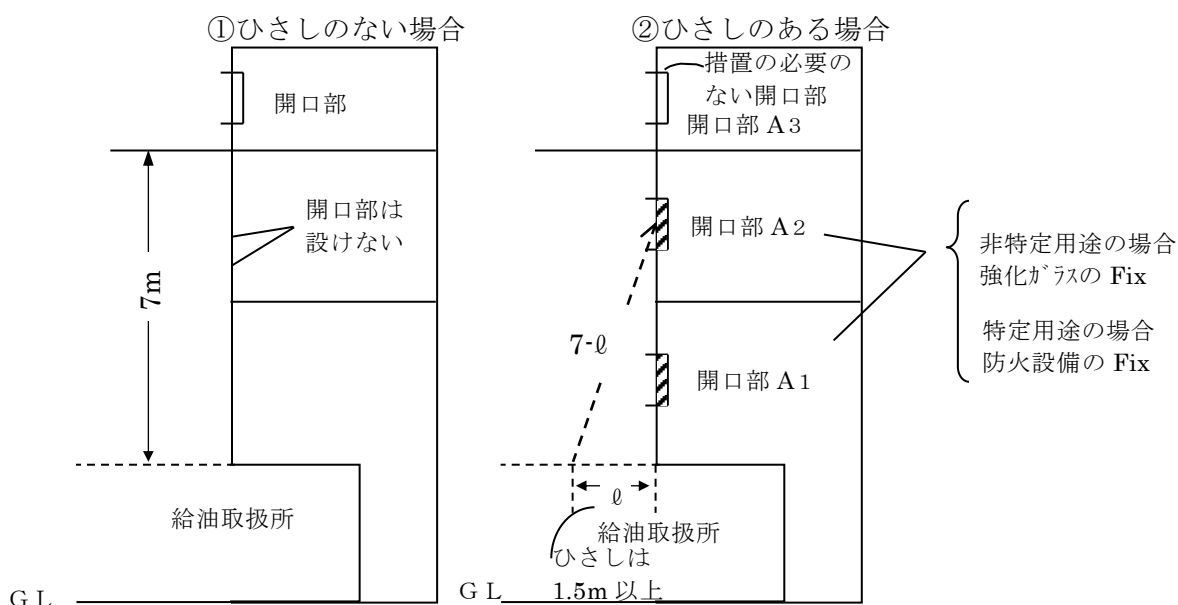
- (7) 屋根又は耐火性能を有するひさしとは、30分以上の耐火性能を有すること。

(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)

- (イ) 上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出たひさし等の設置が困難なものには危令第23条特例を適用して、上階の外壁から水平距離1.0m張り出たひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。（特例理由必要。特例適用願必要。）

なお、ひさし等の張り出し長さを1.0m未満とすることは、危令第23条の規定を適用してもできないものであること。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）

- a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。
 - b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3m^3 を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
 - c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3MPa以上で、かつ、放水量が毎分130L以上の性能のものとする。
 - d ドレンチャー設備には、予備動力源を設置すること。
- (ウ) 「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R 3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知）



注 1 開口部 A1 及び開口部 A2 に対するひさしの長さは、 ℓ とする。

注 2 開口部 A3 に対するひさしの長さは、 $\ell = 0$ とする。

注 3 開口部に対するひさしの長さ ℓ は、1.5m 以上とする。

第 10-14 図

ケ 消火設備（危令第17条第2項第11号参照）

(ア) 一方のみが開放されている屋内給油取扱所のうち、上部に上階を有するものは火災時における消火活動上の困難さ及び上階部の利用者等に対する潜在的危険性等の観点から著しく消火困難な製造所等として位置づけられており、第3種の固定式の泡消火設備を危険物を包含するように設けることとされている。

この場合において、「危険物を包含する」とは、固定給油設備及び灯油用固定注油設備の周囲で、給油ホース又は注油ホースの先端が到着する範囲並びに危険物の漏えい範囲を局限化するための設備を包含することでさしつかえないものである。

(イ) 著しく消火困難な給油取扱所に第3種の泡消火設備を設置する場合、消火薬剤タンク、ポンプ等は給油取扱所の敷地外に設けることができ、また、他用途部分と兼用しても差しつかえない。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）

また、消火設備能力の算定にあたっては、給油エリアとローリー荷卸し場を別個に放射するものとし、いずれか大きい方の放射能力とすること。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）

6 航空機給油取扱所

屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」（H. 27. 12. 8 消防危第268号）によること。◆

7 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所の基準は、前記4及び5によるほか、次によること。

- (1) 危則第26条の2第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、「当該給油取扱所に油流出防止に必要な土嚢又は油吸着剤等を有効に保有している場合が該当し、当該油吸着剤は、危則第26条の2第3項第6号に規定する危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備としての油吸着剤と兼用しても差し支えないものであること。（H. 1. 5. 10 消防危第44号通知）
- (2) 危則第26条の2第3項第6号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第10-3表のとおり、タンクの容量の区分に応じたもの、又はタンクの区分に応じた量の油を吸着できるものであること（H. 1. 3. 3 消防危第15号、H. 20. 5. 22 消防危第264号通知）。

なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達舶査第52号（昭和59年2月1日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

また、専用タンクが複数ある場合、保有する油吸着剤の量等は、最大タンクの容量に応じた量とする。（H. 1. 12. 21 消防危第114号通知参考）

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の量	吸着できる油の量
タンク容量30KL未満のもの	30kg以上	0.3KL以上
タンク容量30KL以上1,000KL未満のもの	100kg以上	1KL以上
タンク容量1,000KL以上のもの	300kg以上	3KL以上

第10-3表

- (3) 屋外貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンクを設ける場合は、それぞれ、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。（H. 1. 3. 3 消防危第15号通知参考）
- (4) 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所及びそこで用いることができる給油タンク車の技術上の基準については、以下のとおりとすること。

ア 危則第26条の2第3項第6号に規定する給油タンク車が転落しないようにするための措置とは、柵、囲いを設けること等が該当すること。（H. 18. 4. 25 消防危第

106号通知)

イ 危則第24条の6第3項第8号に規定する漏れ防止等の措置としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、その位置は結合金具の付近等、当該措置が有効に機能する位置とすること。

(H. 18. 4. 25 消防危第106号通知)

ウ 船舶給油取扱所において船舶用給油タンク車を給油設備として使用する場合には、危則第24条の6第3項第5号本文及び第8号の基準のみならず、同条において当該タンク車が満たすべきすべての基準を満たす必要がある。(H. 18. 9. 19 消防危第191号通知)

8 自家用給油取扱所

(1) 当該給油取扱所の所有事業所と関連会社等の間で車両管理及び給油に関する業務委託契約が締結されており、定められた車両のみ、所有事業所の管理（車両1台ごとにカードを発行）の下で給油する場合、当該給油取扱所は自家用給油取扱所として認められる。(H. 31. 4. 19 消防危第81号通知)

(2) 自家用給油取扱所の基準は、前記4及び5によるほか、次によること。

ア 給油取扱所の空地は、危令第27条第6項第1号ハにより、自動車等が空地からはみ出したまま給油することのないよう自動車等の大きさに応じた空地を必要とすること。

イ 固定給油設備等は、自動車等の出入りする側（通路等）の境界線から4m（ホース長により4～6m）以上、敷地境界線から2m以上の間隔を保つこと。

ウ 自動車等の出入りする側は、幅員4m以上の空地に接していること。

(3) 自家用給油取扱所の固定給油設備を屋外タンク貯蔵所と直接接続する場合は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H. 27. 4. 24 消防危第91号通知)により、危令第23条特例を適用し認めることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

9 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成10年3月11日 消防危第22号通知(平成29年1月26日 消防危第31号改正))及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成29年3月31日 消防危第71号通知)によること。

10 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(H. 27. 6. 5 消防危第123号通知(R. 3. 3. 30 消防危第52号改正))及び「危険物から水素を製造するための改質設備の遠隔監視に必要な安全対策について」(H. 24. 5. 23 消防危140号通知(H. 24. 12. 18 消防危第263号、R. 1. 8. 27 消防危第118号改正))によるこ

と。

11 メタノール等給油取扱所

「メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」（H. 6. 3. 25 消防
危第28号通知）によること。

12 ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所

「ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について」
（H. 20. 3. 24 消防危第45号通知）によること。

13 エタノール等給油取扱所

「エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について」（H. 24. 1. 11 消防
危第2号通知）によること。

14 セルフ給油取扱所

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。（H. 10. 3. 13 消防
危第25号通知（H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号、R. 1. 8. 27 消防危
第119号、R. 5. 9. 19 消防危第251号改正））

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義等

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自
転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取
扱所と規定されている（危則第28条の2の4）が、この場合において、自動二輪車は
自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容
器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行え
ないものであること。

(2) 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備（消火設備、警報
設備及び避難設備を除く。以下、第2及び第3において同じ。）の技術上の基準は、以
下のとおりであること。

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やす
い箇所に、顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示するこ
とと規定されている（危則第28条の2の5第1号）が、この場合の表示の方法は、
「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支え
ないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給
油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

イ 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（顧客用固定給油設備）の
構造及び設備の基準は次によること（危則第28条の2の5第2号）。

(ア) 給油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。当該
給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチ

オープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の a から c によること。

- a 給油を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとすること。これは、ポンプ起動時等における給油ノズルからの危険物の不慮の噴出を防止するものである。構造の具体的な例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。
- b 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。構造の具体的な例としては、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。
- c 引火点が40度未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置（可燃性蒸気回収装置）を設けること。当該装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

- (イ) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L／分程度（軽油専用で吐出量が60L／分を超える吐出量のものにあつては、25L／分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖閉しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

- (ウ) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部

分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

- (エ) ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例としては、以下のものがあること。
 - a 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造としたもの（コンタミ（Contaminationの略）防止装置）。
 - b 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること。
 - c ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあっては、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること。
- (オ) 一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。
- (カ) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。

地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

ウ 顧客に自ら注油させるための固定注油設備（顧客用固定注油設備）の構造及び設備の基準は次によること（危則第28条の2の5第3号）。

- (ア) 注油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。当該注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。
- (イ) 注油ノズルは、容器が満量となったときに注油を自動的に停止する構造のものとする。自動的に停止する構造は、15L／分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズ

ルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

- (ウ) 一回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

- (エ) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。地震を感知する感震器は、震度階級「５強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、次に定める措置を講じること。なお、当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと（危則第28条の2の5第4号）。

- (ア) 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車の衝突を防止するための措置（衝突防止措置）を講ずること。当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではないこと。
- (イ) 固定給油設備及び固定注油設備には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

当該措置の例としては、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

オ 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること（危則第28条の2の5第5号）。

- (ア) 顧客用固定給油設備には、顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備である旨を、顧客用固定注油設備には、顧客が自ら容器に灯油又は軽油を詰め替えることができる固定注油設備である旨を、見やすい箇所に表示すると

もに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所を表示すること。

この場合、顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、普通自動車等の停止位置として長さ5 m、幅2 m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2 m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

- (イ) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める文字を表示すること。また、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

取り扱う危険物の種類	文字	色
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。）	「ハイオクガソリン」 又は「ハイオク」	黄

自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。）	「ハイオクガソリン(E)」又は「ハイオク(E)」	ピンク
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。）	「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」	赤
自動車ガソリン（日本産業規格K2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。）	「レギュラーガソリン(E)」又は「レギュラー(E)」	紫
軽油	「軽油」 「プレミアム軽油」	緑 黄緑
灯油	「灯油」	青

- (ウ) 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

この場合、表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

- カ 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設置すること（危則第28条の2の5第6号）。

※ 監視室を給油取扱所の敷地外に設けて監視を行うことは、技術基準がかかる設備等が、給油取扱所の敷地外に存在することになるので認められないものであること。

- (ア) 制御卓は、給油取扱所内で、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。なお、この場合、直接視認できるとは、給油中される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

※ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保

されていれば認めて差し支えないものであること。（H. 10. 10. 13 消防危第90号通知）

- (イ) 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備等の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓からの視認を常時可能とするための監視設備を設置すること。この場合、監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

- (ウ) 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備等への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設置すること。制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

- (エ) 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

- (オ) 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内のすべての顧客に必要な指示を行うための放送機器を設けること。顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。

放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いても差し支えないものであること。ただし、当該機器は有線放送よりも指示の放送が優先されるものであること。（H. 10. 10. 13 消防危第90号通知）

- (カ) 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。

- (キ) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支え

ないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

キ 危則第28条の2の5第7号に規定する「顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器」を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(R. 2. 3. 27 消防危第87号通知)によること。

また、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(R. 2. 3. 30 事務連絡)を参考にすること。

- (3) 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、以下のとおりであること。

ア 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の基準（衝突防止措置のうち簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によること（危則第28条の2の6）。

イ 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準（衝突防止措置に係る部分を除く。）の規定の例によること（危則第28条の2の7）。

ウ 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準の規定の例によること（危則第28条の2の7）。顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所としては、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

- (4) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の消火設備、警報設備及び避難設備の技術上の基準

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの（以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。）を除く。）の消火設備の技術上の基準は以下のとおりとする。

(ア) 第三種の固定式の泡消火設備を危険物（引火点40度未満のもので顧客が自ら取り扱うものに限る。）を包含するように設置すること。（危則第33条第1項及び第2項第1号）。当該泡消火設備には、予備動力源を付置する必要はないものであること（危則第32条の6第4号ただし書）。その他、当該泡消火設備の設置に関して

は、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」（平成23年総務省令第559号）によること。

- (イ) 第四種の消火設備をその放射能力範囲が建築物その他の工作物及び危険物（第三種の泡消火設備により包含されるものを除く。）を包含するように設置するとともに、第五種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の5分の1以上になるように設置すること（危則第33条第2項第3号の3）。

イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備の技術上の基準は、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の消火設備の技術上の基準によるものであること。

ウ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準は、一般の給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準によるものであること。

- (5) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの技術上の基準

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの技術上の基準は、次のとおりとされたこと。

ア 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を使用して顧客自らによる給油等を行わないこと（危則第40条の3の10第1号）。顧客用固定給油設備等を使用して従業者による給油等を行うことは差し支えないものであること。

イ 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間等の上限を、顧客の1回当たりの給油量及び給油時間等の実態を勘案し、適正な数値に設定すること（危則第40条の3の10第2号）。この場合、顧客用固定給油設備の設定値は、大型トラック専用の給油取扱所等一回の給油で大量の燃料を給油することが想定されるものを除いて、給油量についてはガソリンの場合100リットル、軽油の場合200リットルを、給油時間については4分を標準とすること。また、顧客用固定注油設備の設定値は、注油量については100リットル、注油時間については6分を標準とすること。

ウ 制御卓において、次に定めるところにより、顧客自らによる給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと（危則第40条の3の10第3号）。当該監視等は、法第13条第3項に規定する危険物取扱者の立会いとして実施するものであること。従って、当該監視等を行う者は、甲種又は乙種の危険物取扱者である必要があること。なお、同時に複数の従業者により監視等を行う場合には、そのうちの1名を危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うこととして差し支えないこと。監視等を行う危険物取扱者は当該給油取扱所の設備等を熟知している者であるとともに、その他の従業者も危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であること。

- (7) 顧客の給油作業等を直視等により、適切に監視すること。監視は、直視を基本

とするが、車両等により死角となる場合には、モニターカメラの映像等によること。

- (イ) インターホン及び放送機器を用いて、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
 - (ウ) 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、制御装置（給油等許可スイッチ）を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。この場合、安全上支障のないことの確認には、給油作業においては、エンジンが停止されていること、自動車の燃料タンクへの給油であること（ガソリンを容器へ詰め替えるものでないこと）等の確認が、容器への詰め替え作業においては、容器が適法なものであること等の確認が含まれること。
 - (エ) 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備等のホース機器が使用されていないときには、制御装置（許可解除スイッチ）を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。ただし、給油作業が終了した場合において、自動的にホース機器への危険物の供給を停止する制御装置にあっては、手動による操作は必要ないこと。
 - (オ) 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置（緊急停止スイッチ）によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。非常時その他安全上支障があると認められる場合とは、火災及び漏えいの発生を覚知した場合のほか、給油作業中等に、(ウ)の火気のないことその他安全上支障のない状態が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合を含むこと。なお、当該事態に至らないよう、(イ)のインターホン若しくは放送機器又は(エ)の制御装置（許可解除スイッチ）を用いることにより、危険回避に努めるべきであること。
 - (カ) 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。
- (6) 予防規程に定めなければならない事項
- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、予防規程に、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定すること（危則第60条の2第1項第8号の4）。
- 顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。
- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制

- イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
 - エ 顧客用固定給油設備の 1 回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の 1 回の注油量及び注油時間の上限の設定
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- (7) その他留意事項
- ア 既設の危令第17条第 1 項から第 4 項までの給油取扱所を変更して顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とする場合には、変更の許可及び完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められる必要があるとともに、予防規程の変更の認可を受ける必要があること。
 - イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の設置又は変更の許可及び完成検査に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、危険物保安技術協会において「セルフサービス用固定給油設備等」及び「固定給油設備等を構成する設備（給油ホース等の先端に設ける給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁、セルフサービスコンソール（制御装置）及び固定給油設備等本体）」及び「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認業務が実施されており、適合品には試験確認済証が貼付されることとなっている。顧客用固定給油設備等の設置、取替に際しては「セルフサービス用固定給油設備等」の試験確認結果を、従来の固定給油設備等の顧客用固定給油設備への改造等に際しては使用される部品に関して「固定給油設備等を構成する設備」の試験確認結果を、消火設備の設置に際しては「パッケージ型固定泡消火設備」の試験確認結果を活用して差し支えないものであること。

15 単独荷卸し

危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者単独で荷卸しを行うことについては、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（H. 17. 10. 26 消防危第 245 通知（H. 30. 3. 30 消防危 44 号改正）及び「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について」（H. 30. 9. 26 消防危第 176 号通知）によること。

16 不必要な物件について

不必要な物件の考え方については、第 2 章第 1 節「製造所」24 によること。